

3

官 報 (号 外)

して、東部、西部及び北部方面のデモ隊は予定の解散地点に至りまして平穏のデモ隊は解散地點といたしまする南部及び中部のデモ隊は、行進の途中、全学連、自由労組、在日朝鮮人らの一部極左分子の誘導によりまして、ジグザグ行進を行い、途中、石を投げたり、窓ガラスを破壊したり、或いは外人記者に暴行を加える等のことがありましたが、午後二時二十分頃から日比谷公園に到着した大多数の穩健な労組員等は予定通り逐次解散したのであります。

然るに、全学連及び左翼的青年団体員を先頭に、朝鮮人、日雇労務者らの極左的破壊分子約二千五百名は、スクランムを組みまして日比谷公園正門を出て、都電交差点において警官の阻止するのを突破して北上いたしました。途中第一相互ビル前に駐車中の外人自動車十数台に投石し、窓ガラス等を次々と破壊しつつ、無許可デモ行進を続け、折柄馬場先門を警備中の約三十名の警官の警戒線を突破いたしまして、遂に皇居前広場になだれ込んだのであります。その頃二重橋附近においては、すでに警備官約二百五十名が警備に就いておりましたが、乱入した暴徒

は氣勢を揚げまして、指揮者の号令の下に、警官に對しまして一齊に投石したり、或いは持つておりますところの棍棒を振り、竹槍で突込む等、寡勢の警察隊に対し執拗な攻撃を繰返しまして、警察隊側に負傷者続出し、警官の一名は内濠に突き落されるという事態に立ち至つたのであります。そのため警察隊は後退を余儀なくされ、二重橋前附近に移動をするうち、漸く警察隊も増強いたされまして、約二千五百名となりましたのであります。他方、暴徒は更にその数を増しままして、約六千名となりまして、「何だ暴徒とは」と呼ぶ者あり。その後、組織的な攻撃はますます熾烈となり、警官のこれら暴徒鎮圧のために使用した催涙弾も効を奏しません。警官の負傷者続出したしまして、生命身体の危険を避けるため止むを得ず拳銃を使用するに及びまして、暴徒は漸く後退を始めたのであります。併しながら、その際、暴徒は警察官三名を捕えまして、棍棒にて殴打し、重傷を加えた上、これを祝田橋附近に突き落し、這い上らんとする彼らに對しまして更に石塊を頭上に投下するなど、暴虐の限りを盡したので

五百名は、祝田橋附近を通行又は停車中の外人自働車等に棒や石塊を投げつけ、その窓ガラスを破壊する等の暴行を続けたのであります。ここにおいて警察隊は止むなく発砲して、虚んに攻撃いたしまする暴徒を祝田橋から日比谷公園北側電車通りに押し出したのであります。が、暴徒は電車通りに駐車中の外人自動車十数台を転覆いたしまして、これに火を放ち、炎上せしめまして、これが消火に出動した消防車等にまで投石を続けるなど、破壊的行動の限りを盡しまして、首都中心地帶一帯の静謐を著しく擾乱したのであります。併しながら逐次増強された警察隊によりまして追い散らされまして、同日午後五時二十分頃に至りまして漸く解散するに至つた次第であります。以上が今回の騒擾事件の概要であります。

次に被害状況を申上げたいと思います。現在までに判明いたしました被害状況は次の通りであります。

警察官の負傷者が重傷者八十三名、これは全治三週間以上であります。軽傷者が六百七十八名、合計七百六十一名の多數に達しております。外国人の負傷者は合計十二名であります。暴徒

(「それが問題だ」と呼ぶ者あり)同人は側の負傷者は推定でありますかが約二百名であります。ほかに暴徒側の死亡者は一名を出しておりますのであります。檢事の死体検視の際ズボンの右ポケット内に小石十数個を入れているのを見ましたので、(発言する者多し)騒擾事件現場において暴徒として重要な役割を演じた者と推測されるのであります。なお、本件における警察官の発砲は、前述の通り暴徒の襲撃に対しても又は他人の生命身体に対する急迫不正の侵害に対する防衛のためなされたものと認められるのであります。

次に物的被害であります。警視庁側の側車附オートバイ焼却が一台、米軍側の公用又は外人所有自動車焼却が十四台、米軍側公用又は外人所有自動車損壊が百一台、警察官所携の拳銃三挺が奪取されたのであります。以上であります。

次に事件の措置について申上げます。本事件の暴徒関係者に対しましては、当日現場において、放火罪、公務執行妨害罪等の現行犯として八名を逮捕いたしました。檢察庁におきましては、今次事件を騒擾事件と認定いたしました。昨五日までに騒擾罪の罪名の下に逮捕した者は合計二百二十五名に

達しておりますが、日下引続き東京地方検察庁及び東京鑑視庁におきまして、國務本部、特別審査局の協力の下に事件関係者の徹底的糾明に当つておりますので、逮捕者の数は今後相當増加する見込であります。なお、逮捕されました者のうち、日本共産党員又は北鮮系朝鮮人が多いのであります。相当多数の極左分子のおることが判明しておる次第であります。検察庁におきましては、日下全力を擧げまして、右の事件の被疑者の確実逮捕、証拠の収集に当つておりますて、特にその背後關係、計画性の有無等、事件の全貌の究明に努めておる次第であります。真相判明次第断固として処斷する所存であります。

次に本事件の性格を申上げたいと思います。日下検察庁におきまして捜査中でありますので、確定的なことは差控えますが、今回のマーチ・デモの参加者の大部分を占めます総評傘下の穩健な労働組合員は、終始平穏裸行事を行い、予定の解散地点においてそれぞれ無事解散したのであります。本件は、一部極左的破壊分子が群衆の興奮を利用して、激越な煽動によつて行なつた計画的組織的な暴禁であります。彼らのいわゆる軍事委員会の指導によ

る計画的軍事活動として実践されたものと考えられる節があるのであります。実際、騒擾に加わったと思われます。暴徒は、それがあらかじめ用意しておられた日本共産党地区委員会旗、同細胞旗、北鮮国旗のはか、竹槍、棍棒、釘附布拉カード等を振りかしまして、これを武器として使用しておるのであります。その数およそ六千名、内訳、旧全労連系左翼学生約二千余名、極左系朝鮮人一千数百名程度と推定いたしております。なお、今までに騒擾罪容疑として検挙した者につきまして、年齢層を見ますと、三十才未満の青少年が全体の約三分の一を占めております。又、学生、朝鮮人、自由労働者、日本共産党細胞員などの占める割合が比較的多いということは、この暴挙に参加した者が特定の年齢層と或る種の組織に属する階層であることを推知せしめるものであります。

なお、今回のメーデーに際しまして、全国的に特異な事犯といたしまして、東京以外では、京都における府

庁、市役所、五條警察及び派出所に対する襲撃、破壊等の事件を初め、仙台、姫路、大津、八日市、名古屋、横

(号) 外) 官 報

浜、越部等の各地において若干の暴力の事犯の発生を見ておるのであります。京都におきます事件は、公務執行妨害罪等の罪名で六十三名を検挙して、傷十三名、輕傷三百三十二名、計三百四十五名の負傷者を出しております。

次に、本次事件の背後関係について申述べたいと思います。今回の不祥事件の背後関係について見ますのに、

本年一月二十一日の反殖民地デーにおける浦田事件、同二十三日の京都事件等と同様、その主体は一部極左的破壊分子であつて、彼らの企図する暴力革命の準備の実践の一環として行われたものと推測されるのであります。

次に事前措置について申上げたいと

思います。特別審査局、国家地方警察等と同様、その主体はもとより適

宜処置することいたしましたのであります。今回の暴徒の携えていた

メーデーに際しましては、これら極左的破壊分子のメーデーを利用する策動

に関する情報が入手されたのみならず、メーデー会場及び行進中において、

「人民広場へ参集せよ、実力で人民広場を闘い取ろう」などといふ内容のビ

ラ多数が撒布されまして、大衆を煽動するなどの行為が活発に行われておる

のであります。又日本共産党幹部岩田英一君が主要な役割を演じており、又

京都において、日本共産党の有力党員である府会議員、市会議員らが煽動行

為をしていることもほぼ明らかになつておる次第であります。更に又、東京

並びに京都における破壊的暴力行為の手段方法は、彼らのいわゆるゲリラ的

に行われたものであると推定されるのであります。今回の事犯は、その背

りに明瞭に一部破壊的な共産主義者らの組織を基盤として、その指

導並びに煽動の下に行われたものであると推定されます。

今次事件に多数の重軽傷者を出しま

す。京都におきます事件は、公務執行妨害罪等の罪名で六十三名を検挙して、傷十三名、輕傷三百三十二名、計三百四十五名の負傷者を出しております。

以下検査中であります。警察側に重

傷等の罪名で六十三名を検挙して、傷十三名、輕傷三百三十二名、計三百四十五名の負傷者を出しております。

官 報 (号 外)

遺憾なきを期する所存であります。

終りに臨みまして、我が国が講和策効により独立を回復した直後に、而も首都において、かかる不祥事態の発生を見、多数の人的及び物的の被害を生じ、あまたさまざま地方の靜謐を害しまさることにつきましては、重ねて遺憾の意を表したいのであります。政府といたしましては、今後この種事態の再発を防止するため万全の措置を講じ、以て国民の期待に副いたいと存ずるものであります。

以上を以ちまして私の報告を終ることにいたします。(拍手)

○重慶滿治君 私は日本社会党第四接室を代表いたしまして、五月一日宮城前の広場に起りましたところの暴行事件に対しまして質問をいたします。

我が党は、如何なる理由があるより、かくのごとき暴力行為は絶対撃するものでござります。（拍手）ながら、今回のこの暴力行為が網羅を避けることができない性質のものであつたかどうかと言ひますと、は、政府の方針如何によつては、不祥事を惹起させずに済んだのは、あるといふことを申上げたい。然るに政府の無理解なる態度がかくの怪事を惹起した原因となつたことには遺憾であり、政府に重大責任があるのでござります。（「そうち／＼」ふ者あり）且つ今回のメーデー事件よりまして、東京地方実行委員会城前広場を最も適当な場所といつて、これの使用許可を、あらゆる度から、即ち總評の本部、東京地方私自身も、再三再四、吉武厚生大臣を通じて、條理を盡して政府に使用をお願いしたのであります。御承認ごとく、メーデーのために宮城前が使用せられましたのは、終戦後許されまして、常に主催者である東京地方労働組合の責任によつては、一回も不祥事件を惹起したことなく、その他あらゆる行事が用されていましたのであります。昨年

一つに織り込んで宮城前広場を開放するくらいの政策を樹立して、全勤労賛級の協力を得ることこそが、現在我が國における重大政策であらうと思ひのあります。(「その通り」と呼ぶ者もあり、「拍手」)これを必要以上に押んでしまったところの政府の考えは如何なる根拠によるものでありますか。吉武厚生大臣初め関係大臣の御答弁を承りたいのであります。(「三百代話」と呼ぶ者あり)

更に又、芝生の損傷に藉口いたしまして宮城前を使用させなかつたために、却つて血に染めたる慘事を起したるところのあらゆる責任を、政府は如何に処理せられる考えでありますか。只今木村法務総裁の言われたことを度であつては断して解決は付かぬことと考るのであります。(「責任回避している」と呼ぶ者あり)なお保利官房長官は、五月二日附新聞発表によつて、今回の直接責任は都の公安委員会にあると言つておるが、およそ国のはずの地において如何なる問題が起つたしましても、その責任は当然政府にあると考えるものであります。わんや首都の中心である宮城前広場がメーデーに貸す貸さぬ、というような議論のあつた場所であるとするならば、

今回の不祥事件の全責任は当然政府自体が負うべきものであると考えるのであります。〔そ�だ」と呼ぶ者あり〕この点、政府当局は何と考へておられるか。明快なる御答弁を承りたいのです。
又今回の事件が反米思想の現われであるやに伝えられておるが、その根柢を政府はどういうに解釈しておるか。
承りたいのであります。吉田内閣は、国民に対しましては非常なる強力政策を遂行いたしますが、事、外交政策に對しましては極めて弱い性格を持つておる。〔奴隸の腰抜けだ」と呼ぶ者あり〕このよくな点から、今回の事件が反米思想の現われではなく、
〔腰抜けだ」と呼ぶ者あり) 反政府思想の現われの一端であることを政府自身が銘記しなければならないであります。〔拍手〕国民誰もが暴力は相協力して排撃しなければなりません。暴力の最大なるものの戦争は絶対に避けなければならんことをここに特に附言しておきます。〔その通り」と呼ぶ者あり〕西ドイツでは、進駐軍が直接国民に接することによつて国民感情を刺戟してはならんと言つて、書簡外出等もできるだけ遠慮しておるといふことを聞いておりますけれども、我

が國の現状は一体どうであるか。特に日本婦人等と同道しておる場合の姿などは相當批判されるべきものがあるのではないか。(「その通り」「街に溢れている」と呼ぶ者あり)十分考慮してあります。要請してあると思うが、この点はどうなつておるか、伺いたいのであります。恐らくや上顎中は、或いは吉田内閣の性格上、こういうことは、はつきり申入れがしておられなかつたと存じますけれども、講和発効後の五月一日の宮城前附近の通行、散歩等に対し、我が國の実情を十分知ること困難なる米軍司令部に対して、どの申入れをしておるか。関係大臣の答弁を承わりたいのであります。

木村法務総裁は二日の閣議において、ソ連婦人が参加しておつたように報告したと報道しておりますが、事実としては、我が國の実情を十分知ること困難なる米軍司令部に対して、どの申入れをしておるか。関係大臣の答弁を承わりたいのであります。

木村法務総裁は二日の閣議において、「その通り」「その責任をどうする」と呼ぶ者あり)たまへ私は、当日の、木村法務総裁のいわゆる暴徒と言われる(笑声)石川島労組を初めとするところの全学連の一部が壇上に押しかけて参ったときに、たまへメーテー实行委員の一人として議長をしておつたのでありまして、これらが壇上に上りまして、壇上の器物を破壊したり或はマイクを奪わんとした事態が起つたことだけは明瞭でござりますけれども、マイクを奪つて、そのマイクによつて

群を追い散らしたと言つておるが、威嚇発射によつて脚部貫通即死はあり得ないのです。(「その通り」と呼ぶ者あり)従つて、警官隊の行動に行き過ぎや誘導的な行為があつたと思うが、この点の説明が明確にせられていないが、いま一度お伺いしたいのであります。

あつづけ、先ほど報告せられました神宮外苑におきますところのメーテーの演壇を上壇して、やつて一部不穏分子が宮城前広場を使用することを叫んだと言つておられますけれども、

これが事実無根であります。(「そのあと者が悪い」と呼ぶ者あり)その他発言する者多し)といひやうむことをお調べになつたのか、はつきりお答えを願いたいのであります。

次に、天野文相は、都学連に対しても、今回の事件に対してどのような解決をせられる方針であるか、承つておきたい。(木村の煽動だよ)「嘘をついておきたい」と呼ぶ者あり)その

結果、あの當然たるところのデモ行進が行われたのであります。(「そのあとが悪い」と呼ぶ者あり)その他発言する者多し)と呼ぶ者あり、そこで政府は現われた現実のみによつて物事を処理することなく、常によつて来たる原因を

明らかにしなければならぬであります。(「共産党的煽動だ」君は見ているのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

最後に、当日直接関係者と思われざる者で死亡したり重軽傷を負つた者がいるのでござりますが、こういふ者に対しましては政府は如何なる解決方法をとられるつもりでありますか、

木村法務総裁は二つの問題を抱いておられます。一つは、この問題を抱いておられるのでござりますが、二つは、この問題を抱いておられるのでござりますが、

御承知のことく皇居前広場は皇居前の公園でございまして、清楚な場所としておくべきであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)一般国民の散策の地

が民主日本の再建の大道であるといふことを申上げまして、私の第一回質問にて來たと申しますが、

國民全体の汚辱であり、如何なる理由にせよ、暴力行為は絶対に禁止すべきものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)半面、又、暴力行為を誘発するが、この点の説明が明確にせられていないが、いま一度お伺いしたいのであります。

あつづけ、先ほど報告せられました神宮外苑におきますところのメーテーの演壇を上壇して、やつて一部不穏分子が宮城前広場を使用することを叫んだと言つておられますけれども、

これが事実無根であります。(「そのあとが悪い」と呼ぶ者あり)その他発言する者多し)と呼ぶ者あり、そこで政府は現われた現実のみによつて物事を処理することなく、常によつて来たる原因を

明らかにしなければならぬであります。(「共産党的煽動だ」君は見ているのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

御質問にお答えいたします。

〔国務大臣吉武惠市君〕 重盛さんの

〔労働大臣はやめろ〕 「やめるか」と呼ぶ者あり)

更に、拳銃を威嚇発射しながら学生

宮城前広場を使おうとして行動したと

申上げるまでもなく、平和的に民主

発言する者多し)協力を得る」といそ

れども、そのために(「嘘だ」と呼ぶ者あり)非常に公園を(「やさしくとは何だ」と呼ぶ者あり)荒されたのでございま

す。従いまして、この広場はそういう諸行事には貸さないことにいたしましたし

とにいたしておるので」といいます。
〔やめろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○謹長(佐藤尚武君) 謹重に願います。

○國務大臣(吉武惠市君)(続) 又あの際におきましたと、若し皇居前をメーテーに許したといいましたならば、恐らく三十万に余るあの労働大衆が（メーテーを静かにしろ）と呼ぶ者あり一部の極左分子の巻き添えになつたことであらうと思うのです。

このことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましても、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げているところございまして、現行も、明治神宮の外苑においてこれを行つたためには、我々といいましたが、あそこの使用について十分斡旋を

していることは、重盛さんも御承知のところであると存じます。（拍手）する者多し）

○謹長(佐藤尚武君) 謹重に願います。

○國務大臣(木村篤太郎君) 登壇、拍手

「國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手」

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。（ボケットから手を出せ）
「破防法のちゃんと屋」と呼ぶ者あり）
警察に行き過ぎの行為がなかつたかどうかと、いろいろあります。断じて行き過ぎの点はない上申します。（そり）一歩の極左分子の巻き添えになつたことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましては、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げていますが、あそこ

り）或る外国人はこれを見ておつて、ふうなことであります。断じて過ちましては、驕慢自重してやつたとあります。實にその當時の警察官といつては、驕慢自重してやつたといたしました。驕慢自重してやつたといたしました。（ボケットから手を出せ）
「破防法のちゃんと屋」と呼ぶ者あり）
警察に行き過ぎの行為がなかつたか

どうかと、いろいろあります。断じて行き過ぎの点はない上申します。（そり）一歩の極左分子の巻き添えになつたことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましては、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げましたと、現行も、明治神宮の外苑においてこれを行つたためには、我々といました

り）それから、この使用について十分斡旋を

しておきますが、終戦後どさくまでもあります。實にその當時の警察官といつては、驕慢自重してやつたといたしました。驕慢自重してやつたといたしました。（ボケットから手を出せ）
「破防法のちゃんと屋」と呼ぶ者あり）
警察に行き過ぎの行為がなかつたか

どうかと、いろいろあります。断じて行き過ぎの点はない上申します。（そり）一歩の極左分子の巻き添えになつたことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましては、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げましたと、現行も、明治神宮の外苑においてこれを行つたためには、我々といました

り）それから、この使用について十分斡旋を

しておきますが、終戦後どさくまでもあります。實にその當時の警察官といつては、驕慢自重してやつたといたしました。驕慢自重してやつたといたしました。（ボケットから手を出せ）
「破防法のちゃんと屋」と呼ぶ者あり）
警察に行き過ぎの行為がなかつたか

どうかと、いろいろあります。断じて行き過ぎの点はない上申します。（そり）一歩の極左分子の巻き添えになつたことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましては、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げましたと、現行も、明治神宮の外苑においてこれを行つたためには、我々といました

り）それから、この使用について十分斡旋を

しておきますが、終戦後どさくまでもあります。實にその當時の警察官といつては、驕慢自重してやつたといたしました。驕慢自重してやつたといたしました。（ボケットから手を出せ）
「破防法のちゃんと屋」と呼ぶ者あり）
警察に行き過ぎの行為がなかつたか

どうかと、いろいろあります。断じて行き過ぎの点はない上申します。（そり）一歩の極左分子の巻き添えになつたことは、先ほども法務省からも御説明になりましたと、今回の暴動はあらかじめ計画された問題であります。（計画とは何だ）と呼ぶ者ありそのことは、曾つて京都の田山公園で行われました総評の騒起大会におきましては、一部の極左分子がこれに便乗して、暴動的な行動をとりました。（そんな事実はない）と呼ぶ者あり（私どもは、決して、この皇居前広場を使なきことは、メーテーを抑圧する趣旨ではないことは、しばし申上げましたと、現行も、明治神宮の外苑においてこれを行つたためには、我々といました

り）それから、この使用について十分斡旋を

官 報 (号 外)

更に木村法務総裁にお聞きいたしましたが、それども、先ほど私が質問申上げました中で、今回の事件発生前において、米軍司令部に対し、五月一日には、宮城前広場は労働組合のはうにメールで貸すとか貸さないとかいう問題があつた場所であるから、どうか、ああたのほうであそこで散歩なすつたり、或いは外出なさることは、宮城前は差控えて欲しいといつづきなことを言わされたかどうかといふことをお聞きしないに對しまして、御返答はないのです。ですが、私は当然このくらいのことには申入れしてあることと想いまするけれども、若しこのくらいのことすら由方針を樹立しておるといたしますなど入れることができ得ないような外在的要素の独立であり、「その通り」と呼ぶ者（あり）有名無実の講和であつて、日本の全國民が将来非常なる杞憂を持つので、如何なる処置をとられましたか。この点は特に明快に御答弁を願ひたいと考える次第であります。（拍手）「その通り」「答弁の必要なし」「馬鹿なことを言ふな」と呼ぶ者あり）

質問でございますのでお答えいたします。成るほど終戦後三回あそこでメーデーが行われたことは事実であります。「五回もやつてある」と呼ぶ者あり、併し昨年からこれは使用を許可しておりません。重盛さんは、我々労働組織者はあそこが秩序正しくメーデーを行ふと言われますが、私どもは総評その他がメーデーを秩序正しくやろうと努力された点はこれを認めるのであります。併しながら、今年の京都における総評の騒起大会の場合におきましても、又過日の明治神宮外苑におけるメーデーの際ににおいても、努力はされました。が、遺憾ながら一部極左分子の暴動的な無秩序な行動に対しては、遺憾ながらこれを阻止し得なかつたということはお認めにならなければならんと思います。(拍手、「何を言つたか」責任者は責任をとれ」と呼ぶ者あり)

するには自由であります。従いまして、何人に対しましてもあの廣場を散歩することはいけないといふことは申しません。(拍手、「高城前廣場」というものは世界の話題ですよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 郡祐一君。
〔郡祐一君登壇、拍手〕

「何を聞くんだ」質問だぞ、質問だぞ「おかしなことを言うな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し】

なるは明瞭なのであります、取締当局において十分な警戒措置が実施計画においても事前に十分講ぜられておつたものでありますよ、この点を明らかにせられたいのです。(ほんやりしておりました」と呼ぶ者あり)すでに近時相次ぐ集団暴行事件が各地に発生し、過般のいわゆる反植民地闘争デーにおきましても、警察官に対する暴行、拳銃の奪取、派出所の破壊等、明らかに目標を警察に置いて組織的な行動をとつてゐるのであります。これら一連の事態に対処して事前に周到なる方策を樹立し、「誰の警察なんだ」と呼ぶ者あり)国民をして治安の確保にいささかも不安なからしむることは、今後我が国の独立の実を擧げて参ります上に特に肝要なのであります。す。(然り)と呼ぶ者あり)

のことです。メーデーのことき
大衆運動が合法的に運行されようとし
ておりまする場合に、暴力主義者が脅
質な煽動をいたしますことは、大衆の
暴力事犯を惹起する極めて危険な発火
点となるのでありますして、そのため測
らざる事態に拡大いたす虞れがあるの
であります。凜に隣落しておる人間に
対し石を投げてその救助を妨害するが
ごとき殘忍性は、従来これを知らざる
ところであります。今後の集團的犯罪
の傾向として實に憂慮すべきものがあ
るのであります。全國でメーデーが行
われていたのに、東京都と京都市にのみ
不祥事が発生したのでありまする
が、日共なりその影響下にありまする
のが如何に躍起になりましても、國民
は決して共産黨の指導によつて動くも
のではないのでありまするが故に、國
民の不安を拂拭するために、徹底的に
背後關係を究明し、一部の惡意に満ち
た陰謀であることを明らかにせられ、
以て今後の事態に備えられたいのであ
ります。(拍手)

が答弁する」と呼ぶ者あり)更にこのたびの暴動が、駐留軍人への暴行、その自動車の焼毀等の乱暴に及びましたがため、諸外国に深刻な影響を與えておる点から見ましても、その実相を明瞭にする要があると考えるのであります。が、特に報告にあるがごとく乱闘中のデモ隊を激励応援していた外国人がありとしまれば、この種の煽動者の発生が将来も予想され、これにつき十分の対策を講じておかれることが必要だと信ずるのであります。「これらの点につき法務総裁の所信を伺いたい」であります。(「治外法権があるぜ」と呼ぶ者あり)

官報(号) 外

次に厚生大臣、労働大臣にお尋ねいたします。暴動の原因の一つとして皇居前広場の使用禁止を挙げる者がありますし、重盛君の質疑にもそれに触れたところがありますが、私も、騒擾がすでに計画的であり、メーテー行事の終了後に発生したものであることが明瞭であるといったしますならば、使用禁止が原因になつておるとは到底考えられないであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)広場の使用を國家的行事に限定する管理規則の今後の施行につき所信を伺いますと共に、メーテー主催者側の

態度に遺憾の点なかりしやを伺いたい 것입니다。又このたびの騒擾につき一般労働者は決して共産党と同調せぬことが明白なのであります。この認識に立脚して、正しい労働者の立場を尊重しますと共に、然らざる行為に対する点から見ましても、その実相を明瞭するが、特に報告にあるがごとく乱闘中のデモ隊を激励応援していた外国人がありとしまれば、この種の煽動者の発生が将来も予想され、これにつき十分の対策を講じておかれることが必要だと信ずるのであります。

では斯固たる措置をとつて参らねば

ならんと思うのであります。今後如何なる方針をとるのか、お伺いいたしたいと思います。

次に文部大臣にお伺いいたします。

このたびの騒擾事件に学生が積極的な役割を演じておるのであります。が、学生がかくの「とき行動に出ます」とは、諸外国にも多くその例を見ない我

が國の特異現象ともいふべきものであります。(「認識不足だ」と呼ぶ者あり)

私はむしろ学生服は着ておつてもその全般が果して眞の学生であるかを疑い

たいくらいであります。(「極く一部で

すよ」と呼ぶ者あり)併しながら、東京大學等、学内に頻発する事態から考

えて、大學生自治運動が學外の政

治活動参加にまで發展することを認め

るべきか、学外との極端なる政治的連

の具体的な連繋を証拠付けますこと

は、慎重な検討の結果に待たねば相成

らんのであります。が、概括してみま

して、対權力闘争の態様とか、武力手段の行使であるとか、計画的に警察力の手離なところを狙うバルチザン闘争

を煽り、暴力によつて国内の法と秩序とを破壊せんとする準備と行動とには、

メーテー当日に起りました騒擾事件から見ましても、すでに事態は明日の危険ではなく、現に実害を生じているのでありますから、私は第二に、治安維持の法制的措置につき遺憾なき方途が講ぜられておるや否やを法務総裁にお尋ねいたします。独立後の日本が國內治安の確保をなし得ずして列国との信頼と尊敬とをかち得ることは不可能であります。が、独立は愛國心によつて高いことは誠に注目すべきものがあります。國家の独立は国民の自主的な精神によつて維持されなければなりません。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

せん。福沢諭吉翁は「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」と言つておりますが、独立は愛國心によつて高まることと眞に深刻であり切実であら

が、共産党的戦術は相手方の抵抗力を弱い所を狙うのを常といたしており、敵の弱点を攻撃し、敵の分散した力に對して味方の集中した力で打撃を与える、「その通り」「よく知つてゐるじゃないか」と呼ぶ者あり)攻撃の目的を達成するや直ちに転回して次の機会を待つておるものであります。十分な用意のある態勢のみが治安を維持する最善の方策であります。

かくのことを見地から、第三に、治安維持の態勢乃至警察機構につき如何に考えておられるかを法務総裁にお尋ねいたします。このたびの騒擾について見ましても、首都警察につき新たな構想が必要になつたと考えるのであります。即ち、首都治安の重要性に鑑みて、政府が最終の責任に當る態勢をはつきり樹立しなければならないのであります。財政的に見ましても、国家的色彩の極めて濃い首都の警察を東京都の負担にのみ委ねることが果して適当であるか甚だ疑問であります。このたびの騒擾に際し、警察官は事態を速かに収束して一般住民の危害を及ぼさしめないために誠に真剣に行動したのであります。感銘に堪えないのですが、警備態勢から状況に応じて直ちに捜査検挙に移りまするため

は、更に計画なり配置なりにつき検討を要するところがあると思うのであります。今後不測の事態に対処して敏捷強力に断固たる処置に出で得る態勢は首都において特に大切だと申さなければなりません。首都警察についての所信を伺います。又警察法に定めまする非常事態の布告が国家公安委員会の輸告によつて總理大臣から発令される現行規定は、緊迫した事態に対処するに十分であるか甚だ疑わしいのであります。更に進んで警察行政 자체を政府がはつきり掌握し得る態勢が現下の状況から見て絶対に必要だとはお考えになりませんか。(「ファッショ」「警察國家」と呼ぶ者あり)現状においてはむしろ治安の責任を政府が負うことを各所において拒まれておる法的構成だと申さればなりません。而も各種の暴力事犯は、計画的にか偶然にか、警備力の手薄な、或いは管轄区域の境などで起つております。このたびの暴動がそうであります。二月の反植民地闘争大田区電業社附近における事件は大田署と蒲田署との中間であり、長野県南佐久の警察官に対する暴行事件は、

まさにその通りに、警備態勢から状況に応じて直ちに捜査検挙に移りまするための御質問であります。木村法務総裁の報告に対する質疑は、地域的に真空状態を発生せしめない治安機構を樹立し、指揮系統を確立されたいのであります。暴力主義者をしてこのたびの騒擾を将来更に暴虐を強め、地盤的に現れることあると思ふのであります。その情報は入ります。これについての対処は相当政府において相当の手配はいたしておりましたす予行演習たらしめては絶対に相成らんのあります。(事件を利用しても相成らんぞ)と呼ぶ者あり)

今日、警察の有する情報活動と特別審査局の有する情報活動との間には十分なる連絡統一が保たれておるものであります。更に進んで警察行政 자체を政府がはつきり掌握し得る態勢が現下の状況から見て絶対に必要だとはお考えになりました。このたびの騒擾について却つて支障を来たすことが予想されるのであります。が、機能として完全な連絡協調を得せしめることが必要だと考へられませんか。国民は警察官の正當なる行為に對しては十分理解を持っています。ただ遺憾ながら初めてのうちに警察官では到底これを処置することできませぬ。しかも直接の責任者は警視総監よりもはかり見て絶対に必要だとはお考えになりましたか。(「ファッショ」「警察國家」と呼ぶ者あり)現状においてはむしろ治安の責任を政府が負うことを各所において拒まれておる法的構成だと申さればなりません。而も各種の暴力事犯は、計画的にか偶然にか、警備力の手薄な、或いは管轄区域の境などで起つております。このたびの暴動がそうであります。二月の反植民地闘争大田区電業社附近における事件は大田署と蒲田署との中間であり、長野県南佐久の警察官に対する暴行事件は、

本件の案についてあらかじめ情報が入つておつたかどうか――情報は入つておつたのであります。その情報に基づいて相当の手配はいたしておりました。併しながら、成るだけ平穏無事を願つておつた趣旨の下に、先ほども申しました通りに、警察官にはこれらの事案に対してはできる限り平穏にやれという指示はしておつたのであります。ところが暴徒は三方から侵入して来ました。〔初めから暴徒ときめておるからだ」と呼ぶ者あり〕少數の警察官では到底これを処置することができます。ならば事態に処して却つて支障を来たすことが予想されができないからです。漸くにして増援を得てこれを解散させたといふ事情になつておるのであります。そこで、情報は相当数入つておつたのであります。ただ遺憾ながら初めてのうちに警察官の力が足りなかつた。誠にこの點については申証がなかつたのであります。ただ遺憾ながら初めてのうちに警察官の力が足りなかつた。誠にこの点については申証がなかつたのであります。

次にこの取調べのことになりますが、これは只今東京地方検察厅において徹底的に取調べておるのであります。従いまして、いずれこの事件の全貌は十分にわかることと考えます。わかり次第御報告を申上げたいと思います。

本件については組織的破壊活動いや暴力的な問題を終ります。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

〔國務大臣木村篤太郎君登場、拍手〕

○國務大臣(吉武惠市君) 郡君の御質問にお答えいたします。

〔國務大臣吉武惠市君登場、拍手〕

○國務大臣(吉武惠市君) 郡君の御質問をお答えいたしました。

皇居前広場の使用方針につきましては、先ほど重慶さんにお答えした通りであります。今後といえども嚴重に守つて行くつもりであります。

なお、第一に、今回の暴動事件に対し

1

官 報 (号 外)

て一般の組織労働者が同調しなかつた
という点につきましては、私も誠にこ
れを喜ぶものでござります。ただ今日
のメーデーにおきまして、総評が純一
メーデーにかくの」とき暴力的な共産
分子を入れたといつてにつきまして
は、今後大いに反省すべきものがある
と思います。なお、メーデーは、総評
におきましてはこれを秩序正しくやろ
うと努力された点は先ほどお答えいたした
通りであります。併しながら、最後に
当つて全学連その他の極左分子があれ
を占拠いたしました際に、總評みづか
たところとは、今後のやはり總評に
おいて最も反省すべきところだと特
感するのであります。(「おかしな」と
を言ふ者あり。拍手)

活動は、学生がまだ準備期にあるとい
う学生本来のあり方から言って、好ま
しくないと考えております。(拍手)

○相馬助治君　私は社会党第二控室を
代表いたしまして、只今の木村法務課
裁の報告に連関いたしまして若干の問
題を質問いたしたいと存じます。

惹き起されました事件は、それが講和の発効直後のことであり、国際的影響並びに国内的影響の重大性を思い見ますときには、又将来の健全な労働運動の

発展といふ観点から眺めてみまして
も、誠に残念な出来事であると存ずる
のであります。「同感」と呼ぶ若者あり
今日、日本において民主主義の危機が

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕

に、この暴力行為を通して或る目的を達成せんとする者あるならば、かかる者に歴然たる鉄槌の下ることはない。又極めて当然であるうと存するのではありません。(拍手)併しながら、暴力行為なるものは、狂信的な一部の者につて惹き起される個人的暴力は別と

たしまして、それが集団的行動である限りにおきましては、忽然として起きたものでは絶対にありません。これが発生の原因に対しまして、人々は共産主義運動の当然陥りやすい理論と実践上にこれを求めがちでありますけれども、それのみの追求を以てして事は片付きません。今日暴力主義者に對して皆通りの形通りの釋圧措置を講じて法令と監獄を用意することだけでは、事は絶対に片付かぬと考えるのであります。バンを求める民衆に石のつぶてを與へるような政治を平気でやつてのけて、而も暴力の発生に対して警察力のみを以てこれを取締らんとするなどといふことは、今日實に誤まれるものと断定せざるを得ないのであります。(拍手)

私はこの立場に立つてお尋ねをしたいことは、先づ本問題につきましては、飽くまでも事件の真相性格を正確にして、実相を誤りなく評価する態度が、政府にも国会にも又一般大衆にも必要であることは言うまでもありません。(「そだ〜」と呼ぶ者あり) 本事件については新聞紙上に報じられております。只今木村法務總裁より報告せられております。併し私は、今日背後の関係とか何とか申しますけれども、事の起りそのものは極めて單

幼稚なる性格のものであると、前後の如きは、この問題が内外に及ぼす影響或いは今日の内政の各問題からいたしまして極めて重大なる事件であるといふことに對しましては、諸君と意見を一にするものであります。この問題が誇大に報道せられた結果、特に外國におきましてはその反響が極めて我が国に不利な情勢をもたらすとするならば、特に本問題の取扱について、我々は十分なる警戒をしなければならない。然るに法務省の報告は、誠にこの問題が今にも日本が引つくり返る問題であるかのことを調子を以て報せられておることは、誠に私は殘念であると言わざるを得ないのであります。ほど重盛君の意見によりますれば、これは反政府的な、反米の思想の現れであると申されました。誠にその通りである。併しながら、私は一步進んで考えるという、これが反政府的問題であり、反米思想の現われであることを、誇大に得たりとはかねに上げております。政府の考え方とうものが、むしろ大きな問題であるとして批判の対象にならなければならぬと思うのであります。(拍手) 今日

國の対日關係の重要な地位にある人々は、口を揃えて、この問題が一時的暴發事件である、我が國民一般に対する基本的な考え方は變つてないし申されておることは、誠に理の当然でありますけれども、問題は、このことによつて一休講和効果に調印した諸外国或いは調印しなかつた諸外国に対して如何なる國際的影響を與えるか、このことにかかるて參ると思つのであります、この問題が大小となく今日繰返されるといふうな予想に立つことも一應の見方ではあります。だからといって、好機おくべからずとして、この際、警察力増強の口実としたり、或いは又再軍備論の發展の土台石とするがことを態度は、まさに日本民族千年の運命を誤るものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)而も政府はこの事件に対しまして對外的に如何なる措置をとつてゐるか。甚だ懸念に堪えないのであります。對内的には治安強化の必要を説くに急であるため、まさに事件を利用せんとする傾向が今日に我々の目に見られるのでありますけれども、この問題に対し、根本的にはいわゆる外國に対する信用回復の意味から如何なる措置をとられんとするものであるかを私は尋ねんとする

るものであります。外務大臣今日こゝにおいでになりませんが、何びとでもうろしい。政府を代表して、この問題に對しては、たつた只今こゝにおいて答弁を私は強く要求するものであります。

次に政府の総括的政治責任について
であります。何と申しましても暴力行為
を行なつた者は悪い。その通りでは
あるけれども、直接にこの問題を引き
起した原因は皇居前広場の使用を理由
なく許可しなかつたということであり
ます。先ほど重盛君の質問に対しまし
て労働大臣はその理由を述べたけれど
も、あの言葉をそのまま聞いたので
は、外苑は許されども皇居前広場は
許さないという理由がいささかも私に
はわからない。むしろ大勢の労働者が
集まつて芝生を荒す、それがいけない
ならば、全國的にメーデーなどとい
ふことは禁じてしまえというような泰論
にまでこれは發展すべきものであります
して、こういう問題に対しまして、賢
明にも裁判所は、この皇居前広場は使
用せよということを言っておるのであ
ります。従いまして、今回のメーデー、
は独立後最初のメーデーである。参加
者が六年有余に亘るところの被占領時
代から解放せられたいわゆる解放戦

よるところの意氣の高揚は極めて当然であつて、そういうことに對して考ふてみましても、むしろ注意事項あらばこれを種々伝え、これを要求いたしましても、皇居前広場は使用せしむべきではなかつたかということを私は考えるのでありますするが、これに對しまして改めて政府の率直なる答弁を伺つておきたいと思うのであります。

要するに、先ほど来、私が述べておられますように、破防法を初めとする法令の整備によつて、或いは保安庁の構想を急ぎつゝある政府にとつては、誠に今回の事件はチャンスを政府に與えたものであるといふような見方がされるかと存しますけれども、私はそちらに皮肉な見方は今日したくないと思つておるものであります。よりまして、この問題に端を発しまして、政府は治安政策について如何なる立場を今後堅持せんとするものであるか。具体的に申しまするならば、この皇居前広場の使用の問題につきましては、政府と總評側との対決に対しまして、四月二十一八日判決が下されているようであります。政府はこれに對して控訴したようですがありますするが、現在の段階においては裁判所はあれを使つてよろしいということを断定しておるはずであります。從

つて、法を執行する、法を守るところの法務総裁としては、この問題について、選まきながらも一体どう考えておるか。即ちあれは当然使用せざるものであるか。或いは使用させたほうがよかつたか。かかるつまらないことを聞くようではありますけれども、是非とも問題は重大でありますので伺つておきたいと思います。

次に警察機構について何らかの新考盤が伝えられておりますが、事実は如何でござりますか。而も一の警察力の増強といふものは、法律の整備、これと相伴いまして、应急策といたしましては特に一つの問題の解決にはなるのでありますするが、恒久的な対策には絶対にならない。民生の安定を抜きにして本問題を解決できないことは、法務総裁又よくこれを知るところであると思ふのであります。従いまして、新聞に伝えるところによりますれば、自治警察を徹底的にやめてしまふ……今日、警察法の沿革その他からいたしましたが、日本の過去の歴史の教訓からいたしましても、自治警察が生れたといふことは實に重大なる意義と理由とを持つておるのであります。地方自治を真に振興せんとする立場を堅持するといったましたならば、にわかに自治

警察をやめるというが「とき」とは、これは問題であることは申すまでもありません。併しながら、能率的立場を以ていたしませんならば、新警察について何らかの構想のあることは了承するところでありまするが故に、この際これらの方につきまして、明確なる、輪郭的な点だけでも結構でござりまするが故に、答弁をお願いしたい。

次に、進んで保安庁とか或いは保安省といふようなものの構想もあるやに伝えられておりまするが、今度のこの暴行事件を契機として、ひよつとすると保安省或いは保安庁を作る根拠とする傾向を我々は心配するのでありまするが、それとこれとは別であらうと存じますが、保安省といふものの構想が立法権裁の手許においてまとまつておりまするといいたしまするならば、この際これを明確にされ、国会を通じて国民の前に明らかにされることがよろしいかと存ずるのであります。従つてこの点について質問するものであります。

次に、破防法については一体如何に取扱つお考えでありますか。即ち今回の事件を契機として、断固政府は無修正か或いは修正するかは、かかるて国会を見せておられます。無修正通過をする正通過を期するという勇ましいところ

の問題ではありますけれども、この破防法については、むしろ今度の事件に対する懲罰として事件の関係者は懲罰するということを申しておりますし、何か別な意味からいたしまして石原さんならば、破防法はすでに必要ないというふうなことをも意味するやうに考へるのあります。すると、(拍手)この問題についてどう考へられるか。なお、話は大分進んで恐縮であります。仮に破防法が政府原案に近く通つたといふと、した場合に、メーデーによつて当然、内閣打倒の激越なる演説がなされたといたしまして、そうして、そのメーデーとは全然関係なく今回のようないくつかの暴徒が暴力行為を起しました。併しながらこの暴力行為を引きした者の心理的な状態をつぶさに調べてみますといふと、そのメーデーにおける激越なる政府弾劾の演説が圧倒的にその人の頭を支配しておるかも知れません。又おると判断することも可能であります。そういうような場合には、若し破防法が成立しておるとするならば、今回の事件等においては終評のいわゆるメーデー実行委員の諸君は罰せられるのであるかどうか。この点についても一つお聞きしたいと思ふのであります。

なお、法務総裁に一点私は御注意を申上げておきたいことは、先ほど重盛君がマイクを使用した、こういうことについて質問をいたしましたときに、そういうことは言わぬとおつしやつておる。ところが、あなたは、はつきりマイクによつて煽動したと、こう申しておるのであります。マイクによつて煽動したということはマイクを使用して煽動したことなんであります。(「そうだ」その通り」と呼ぶ者あり)従つて三百代的などはやめて、この問題についてお答えを願いたいと存じます。

次に、警察予備隊はどういうときに出かける組織ではないのですか。今度の事件については警察予備隊が出かけないでいい。これは命令系統が駄目であるからであるか、或いは配置の關係によるからであるか、そういうことがむずかしかつたから出さなかつたのか、又将来警察予備隊といふものはどういうふうに使うつもりなのかな、これを大橋国務大臣にお尋ねしたいと思います。

次に労働大臣にお尋ねいたします。皇居前広場の使用の今後の方針については先ほど来重ねて答弁をしたようではありまするが、あの答弁を以てしては私は満足いたしません。今後どうぞよろしく

つもりなのであるかということ、なぜ使用を許可しなかつたかということ、もう一度一つとつくりとお聞かせ願いたいと存じます。

なお、労働三法の改訂案或いはゼネスト禁止法案を持ち出すということが新聞に伝えられておりますが、本事件と何か関係がござりますか。又関係あるなしにかかわらず、それを提案するといたしましたならば、その構想の大略についてで結構でありまするが故に、この際お聞かせ願いたいと存じます。

次に、総評事務局長の高野君の言田によれば、第三次ストを労働組合と一緒に計画せざるを得ないと、こういうことを申しております。今の政治情勢下において、この總評がなさんとする政治スト、いわゆる抗議スト、これに対するしまして一体政府は如何なる見解を持ち、どのように措置せんとするものであるか。この際、伺つておきたいと存ずるのであります。

なお種々なる点について述べたいと存するのでありまするが、まさに日本における民主主義の危機が来たりつあるといふこの段階におきまして、この問題に関する暴力行為を行なつた者を憎みますると同時に、かかるものを起させ

たところの政治責任を私は政府に向つて強く彈劾し、同時に、先ほど述べましたところの質問に対しまして、明快なる答弁をあえて国民の名によつて要求するものでござります。(拍手)
○國務大臣(木村鶴太郎君登壇) お答えいたします。
只今の御質問によりますると、政府はこの事件について誇大に報告して国民を刺激したのじやないかといふことではござります。断じてさようなことはございません。私の報告は事実を率直に述べたのであります。決して国民を剥削するためには報告したのではないといふことを申上げたいのであります。なうお、今回の事件につきましては、只今地方検察庁におきまして鋭意取調中であります。恐らく数日ならずして、この事件の全貌は、はつきりするだろくと考えております。
次に、反米思想の問題云々がお話し出ましたが、反米思想は全国の国民が持つておるわけじやないと私は考えております。ただ今度の事件について、一部破壞分子が反米思想の現われとてあるよろくな行動に出たことは推測するに難くないのであります。これより一部破壞分子の行動でありますと、

して國民はこれにくみするわけではありません。断じて國民の反米思想の現われということではないと私は考えております。「そんなことを聞かぬ」と呼ぶ者もあり

次に、この事件を契機として政府は破壊活動防止法案の無修正通過を期しておるのじやないかといふことであります。が、私といたしましては破壊廷動防止法案はどうしても無修正で通過を希望するのであります。このたびの事件につきまして、検察官では騒擾罪を破壊活動防止法案の必要はないといふことを申されました。が、決してそういうことを希望するのであります。御承知の通り、騒擾罪については個々の人たちがこの罪に問われるのでありまして、集団の組織については何ら手を下し得ないのです。かよくな組織的の破壊行動については、是非とも破壊活動禁止法案の必要がます／＼あるというふうの指揮者が現内閣打倒の宣言をしており或いは煽動をしたりするような場合に、たま／＼これに乗じて破壊活動をする分子が参加して破壊活動をやつた合に、その指導者の責任を問はし

いが、どうぞ」といふことになりますが、どうかこの破壊活動防止法案の全体を熟読玩味して頂きたい。さような場合には決してこれに關係はないのであります。十分に破壊活動防止法案の内容を御検討願えば、さよくな危惧は一掃されると私は確信するのであります。

次に、保安省設置についての構想があるかということでもありまするが、只今のところでは保安省設置の考えは持つております。ただ警察機構の改革についても、是非ともこの際かような破壊活動防止に対する機構については考えなくちやならんという觀点から、これについての案を今練りつつある次第でござります。

〔國務大臣吉武惠市君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉武惠市君) 相馬さんの御質問にお答えをいたします。

皇居前広場の使用についての重ねての御質問でございましたが、先ほど申しましたように、皇居前広場は皇居前の大公園でございます。これは国民ひとしく散策の地でございまして、いろいろな諸行事を行なう場所ではないのであります。いろいろ公園を例に挙げられましたが、公園にはそれへの特質があります。いろいろな行事を行なわせます。いろいろな公園もあるのであります。併しながら

(外)号報

15

舞つた一代議士に対し、高橋君のお母さんが、「飛道具を使うとは卑怯だ」と語つておられるが、これこそ今回の事件に対する国民の憤慨する感情である。(拍手)ところが政府は高橋君の死に対しても一言の哀悼の意も表せず、損害賠償も考慮せず、殺人警官を取調べないどころか、むしろ賞揚している。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私は木村法務総裁に尋ねる。先ず政府は今回の事件で人民を何人殺したか。我々の情報によると、殺された者は高橋君のほかに入人あり、そのうちの七人は警察側がどこかに持つて行つて闇から闇に葬るうとしているといふことであるがどうか。

次に、政府は今回警官を何名動員したか。警視庁予備隊を何名動員したか。次にピストル、催涙ガス弾は何発使用したか。以上のはか、我々の調査によると、重傷者を逮捕し、治療しないで、カントフルで生かしておいて二十時間ぶつ続けて訊問した結果、今朝死者一名出ているが、政府は如何なる規定によつてかかる人権蹂躪をやっているか。日本の警官は由来民衆に対して何をして来たか。国民を保護すべきはずの警官を政府は国民弾圧の機關

として使つてゐるのではないか。日頃政治に無関心だった市民たちも、今回の事件を目撃するに及んで、「今日は日が開かれた、警察の正体をはつきり知つた」と語つてゐる。メーデーを流

血の大事に至らしめた原因は挙げて政府の責任にあると思うが、木村法務総裁はこれに対し一言でも弁解の余地があると考へるがどうか。(「詳細の理由を挙げて言つてみる」と呼ぶ者あり)

最後に、私は吉田總理に對し、事件の眞の原因を明らかにして、その責任を質したい。毎日新聞の特派員はニ

ューデリーから「インドはサンフランシスコ條約が日本に対し不利であると

してこれを拒否したのであつた。そして條約発効の三日目にこの事件が起きたのだから、インド一般はこの事件が

單に共産主義者の策動によつて生じたとは見ておらず、むしろ米当局が日本人の意向を無視してかかつたところだ

爆発の原因があつたと見てゐる」として、インドの新聞論調を伝えて来て

オブ・インディアは「もつとも極端な右翼主義者もこの事件を全く共産主義

者の仕業だとすることはできまい。日本において今回発生

せるために米国が吉田首相に加えた庄

力は日本の國民を反撃させた」と書いた

おり、ヒンドスタン・スタンダードは、「日米親善なるものが、軍隊、軍事

基地、治外法權といった形で現わされれば、それは戦略的にも経済的にも一

方が他方を支配することの見えずいた

日新聞のニューヨーク通信によれば、お膝元のアメリカにおいてさえ、カン

パス紙の主筆サッカレー氏の論文とし

て「本当のことといえば、米国の政策に反対しているものは共産主義者だけ

ではない。工業家、水産業者、労働者又は農民ですら、米国の指図で日本政

府がとつた政策に対しひそかに重大な疑問を投げている。それには根本的

要求を聞かず、独断的且つ暴力的な方法で押しつけて来たが、今や行政協定

によって両條約を具体化する段階に来て、日本人の今後の不満と反抗を暴力

的で押し切つて來たが、今や行政協定

によって開拓するため国会に破防法を提出している。從つて、吉田政府が両

條約と行政協定を破棄し、破防法の撤回をしない限り、今度のような事件は

いよいよその規模を拡大し、その強さを増すだけである。これに対する吉田

首相の眞に責任ある答弁を求める次第である。(拍手)

五十五万労働者によつてなされた当

府の手を通して日本に押付けられたサ

ンフランシスコの平和、安保兩條約に

対する國民の不満が爆発したもので、

この不満は七年間の占領政策の実施に

よつて日本の民衆の間に積み重ねられ

て来たものである。吉田政府は、國民の生命財産の問題を、外国人にとつて

は有利に、日本人にとつては不利益な方法で處理し、而も國民の口を閉ざし

て真相を知らせず、國民の口を封じて

は有利に、日本人にとつては不利益な方法で押し切つて來たが、今や行政協定

によって開拓するため国会に破防法を提出している。從つて、吉田政府が両

條約と行政協定を破棄し、破防法の撤回をしない限り、今度のような事件は

いよいよその規模を拡大し、その強さを増すだけである。これに対する吉田

首相の眞に責任ある答弁を求める次第である。(拍手)

「國務大臣吉武惠市君登壇、拍手」

○國務大臣(吉武惠市君) お答えをい

たします。

島居前広場を使用させないのは憲法

二十八條に保障する団体行動の自由を

制限するというお話をございますが、

我々は決して団体行動の自由を制限しませんから、事件の直後の闘争で先ず自

動車に対する賠償を決定している。今

我々はメーデーを抑圧した事実はございません。先ほど重慶さんにもお答

教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る同條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(制服を不當に着用する罪)

第九條 正當な理由がないのに、合衆国軍隊の構成員の制服又はこれに似せて作つた衣服を着用した者は、拘留又は科刑に処する。

第三章 刑事手続

(施設又は区域内の逮捕等)

第十條 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する处分は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又は検察官若しくは司法警察職員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

(施設又は区域内の逮捕) (合衆國軍隊要員の引渡)

第十一條 檢察官又は司法警察員は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内で逮捕された合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下「合衆國軍隊要員」という)であることを確認したときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十条)の規定に依る。

官報 (号外)

一号) の規定にかかるわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡しを行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

3 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡されるとともに事件を検察官に送致しなければならない。

(合衆國軍隊によつて逮捕された者の手續)

第十二條 檢察官又は司法警察員は、行政協定第十七條第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は検察官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は

検察官若しくは司法警察職員

にその引渡を受けさせなければならない。

2 檢察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならぬ。

2 檢察官又は司法警察員は、裁判所若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索(捜索状の執行を含む。以下同じ。)、差押(差押状の執行を含む。以下同じ。)又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又は検察官若しくは司法警察職員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

(施設又は区域内で逮捕された合衆國軍隊要員の引渡)

第十一條 檢察官又は司法警察員は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内で逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下「合衆國軍隊要員」という)であることを確認したときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十条)の規定に依る。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を放し、又は放させなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を適用する。但し、同法第二百三條、第二百四條及び二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

(施設又は区域内の差押、捜索等)

第十三條 合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての捜索(捜索状の執行を含む。以下同じ。)、差押(差押状の執行を含む。以下同じ。)又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又は検察官若しくは司法警察職員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

2 前項の検査に關しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他の刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

(正人の出頭等の義務)

第十五條 合衆国軍事裁判所の嘱託により、裁判官から合衆国軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事案件の審判又は検査のため必要があるものとして申出があつたときは、

證物について、合衆国軍事裁判

所又は合衆国軍隊から、刑事案件の審判又は検査のため必要があるものとして申出があつたときは、

證物について、合衆国軍事裁判

場合、又は行政協定第十七條第三項(a)に従つて逮捕することができる合衆国軍事裁判所から嘱託があるときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを合衆国軍事裁判所に勾引することができる。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡されるとともに事件を検察官に送致しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他の事件に關する事件について、その事件についての検査を收集するため差押、搜

索若しくは検査をする場合は、こ

の限りでない。

2 前項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

2 前項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

2 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

前條第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人についての合衆国軍事裁判所から嘱託があるときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを合衆国軍事裁判所に勾引することができる。

2 前項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

2 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 前項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 法務府設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のよう改定する。

第一條第三項中「連合国最高司令官の要求に基づく正規陸海軍符校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項」を削る。

第七條第三項第二号を削る。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 只今上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き締結せられたる行政協定の趣旨に則り、行政協定に伴う刑事特別法案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き締結せられたる行政協定の趣旨に則り、刑事上の実体法及び手続法について若干の特別規定を設けたものであります。右行政協定第十七條は、合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯す罪についての刑事裁判権は合衆国側に属すること、いわゆる属人主義の原則をとる旨を定めています。又同協定第二十三條は、日本国政府がその領域における合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保す

るため、立派その他必要な措置をとるべきことを定めているのであります。

は、主として実体規定、特に合衆国軍隊の機密を侵害罪に向けられ、この罪には、既存の刑事関係の諸法令ではお不十分な点が認められますので、それを補うために本法案は立案せられたるものであります。

次に本法案の内容について簡単に御説明いたします。本法案は三章二十カ条より成り、第一章は總則で、一カ条でありまして、本法において使用する用語の定義を定めております。第二章は罪を定めておる実体規定であります。

第三章は、第八条より成つております。合衆国軍隊の施設、区域、軍用物及び軍機を保護するための処罰規定及び合衆国軍事裁判所がその裁判権を円滑に行使できるようにするための処罰規定を設けているのであります。第三章は刑事手続即ち手続規定であります。十一カ條より成つております。合衆國軍隊の使用する施設又は区域内における日本側司法官憲の刑事上の職務執行、日本側又は合衆国側が逮捕した相手の裁判権に服する者についての相互の引渡しその他に関する手続を定めております。

香委員会におきましては、前後八回に亘り委員会を開きました。その間、報道関係の有識者を参考人として招き、本法案に対する意見を聽取する等、慎重なる審議を重ねたのであります。又

各委員よりは熱心且つ適切なる質疑が行われたのであります。即ち、行政協定のこれらの條項を遂行するためには、既存の刑事関係の諸法令ではお不十分な点が認められますので、それを補うために本法は立案せられたるものであります。

次に本法案の内容について簡単に御説明いたします。本法案は三章二十カ条より成り、第一章は總則で、一カ条でありまして、本法において使用する用語の定義を定めております。第二章は罪を定めておる実体規定であります。

第三章は、第八条より成つております。合衆国軍隊の施設、区域、軍用物及び軍機を保護するための処罰規定及び合衆国軍事裁判所がその裁判権を円滑に行使できるようにするための処罰規定を設けているのであります。第三章は刑事手続即ち手続規定であります。十一カ條より成つております。合衆國軍隊の使用する施設又は区域内における日本側司法官憲の刑事上の職務執行、日本側又は合衆国側が逮捕した相手の裁判権に服する者についての相互の引渡しその他に関する手続を定めております。

香委員会におきましては、前後八回に亘り委員会を開きました。その間、報道関係の有識者を参考人として招き、本法案に対する意見を聽取する等、慎重なる審議を重ねたのであります。又

各委員よりは熱心且つ適切なる質疑が行われたのであります。即ち、行政協定のこれらの條項を遂行するためには、既存の刑事関係の諸法令ではお不十分な点が認められますので、それを補うために本法は立案せられたるものであります。

次に本法案の内容について簡単に御説明いたします。本法案は三章二十カ条より成り、第一章は總則で、一カ条でありまして、本法において使用する用語の定義を定めております。第二章は罪を定めておる実体規定であります。

第三章は、第八条より成つております。合衆国軍隊の施設、区域、軍用物及び軍機を保護するための処罰規定及び合衆国軍事裁判所がその裁判権を円滑に行使できるようにするための処罰規定を設けているのであります。第三章は刑事手続即ち手続規定であります。十一カ條より成つております。合衆國軍隊の使用する施設又は区域内における日本側司法官憲の刑事上の職務執行、日本側又は合衆国側が逮捕した相手の裁判権に服する者についての相互の引渡しその他に関する手続を定めております。

香委員会におきましては、前後八回に亘り委員会を開きました。その間、報道関係の有識者を参考人として招き、本法案に対する意見を聽取する等、慎重なる審議を重ねたのであります。又

各委員よりは熱心且つ適切なる質疑が行われたのであります。即ち、行政協定のこれらの條項を遂行するためには、既存の刑事関係の諸法令ではお不十分な点が認められますので、それを補うために本法は立案せられたものであります。

宮城委員と共に提案し、本法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論終結の上、本法案について採決いたしましたところ、全会一致を以てこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、伊藤、宮城両委員が提出された附帯決議案について採決いたしましたところ、これも全会一致を以て可決した次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武殿) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案に対する修正案も、これも全会一致を以て可決した次第であります。

行教君外五十六名及び長谷山行教君外三十名から、又ボッダム宣言の受話に伴い発する命令に関する件に基く法務省関係諸命令の措置に関する法律案に対し、長谷山行教君外三十名から、それより修正案が提出されております。この際、順次修正案の趣旨説明を求めます。伊藤修君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案に対する修正案

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協定

参議院議長佐藤尚武殿

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協定

○伊藤修君 只今上程になりました刑
事特別法案に対する修正案につきま
して、提案者を代表いたしましてその趣

意を述べておるところの、即ち「十三條、十七條、

伊藤 修 小泉 秀吉
内村 清次 赤松 常子
岩崎正三郎 大野 幸一

片岡 文重 加藤シヅエ

カニエ邦彦 小林 亦治

齊 武雄 島 清

下條 恭兵 相馬 助治

曾祢 益 棚橋 小虎

田中 一 堂森 芳夫

永井純一郎 中村 正雄

波多野 鼎 松永 勇一

松浦 清 三木 治朗

山下 義信 村尾 重雄

吉川末次郎 山田 節男

荒木正三郎 荒木正三郎

門田 定藏 江田 三郎

小笠原三三男 河崎 ナツ

栗山 良夫 小酒井義男

門田 定藏 梅津 錦一

木下 源吉 金子 洋文

河崎 ナツ 菊川 孝夫

岡田 宗司 清澤 俊英

栗山 良夫 小酒井義男

門田 定藏 重盛 寿治

高田なほ子 横山 葵夫

中田 吉雄 成瀬 誠治

野溝 勝 羽生 三七

和田 博雄 三輪 貞治

森崎 隆 山花 秀雄

吉田 法晴 若木 勝藏

伊藤修君登壇、拍手

の施設又は区域をいう。」を「行政協定第二條第一項の施設又は区域で、
官報をもつて公示されたものをい
う。」に改める。

第五條中、「糧食、被服その他の
物」を「その他軍事上重要な物」に改
める。

第六條第一項中「別表に掲げる事
項」を「別表に掲げる事項でその漏
えいが合衆国軍隊の防衛作戦上支障
を生ぜしめる處のあるもの」に、「物
件で」を「物件であつて」に、「又は不
當な方法で」を「且つ、不当な方法
で」に改め、同條第二項中「通常」を
削り、「收集することができないよ
うなものを」を「收集することができ
ないものを、合衆国軍隊の安全を害
すべき用途に供する目的をもつて、」
に改める。

第七條第二項中「教唆し、又はせ
ん動した者」を「教唆した者」に改め
る。

第十九條第一項中「参考人」を「裁
判官の許可を得て、参考人」に改め
る。

附則中「日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障條約の効力発生の
日」を「公布の日」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協定
に伴う刑事特別法案に対する修正案

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協定

旨並びに理由を申上げたいと存します
もの以上にこの法律は制約しておる
す。

原案は御承知の通りいわゆる旧軍機
保護法によさわしいところの法律であ
りますして、この法律の施行によります
れば、曾つての軍機保護法によりまし
て我々がこうむつたところのあらゆる
大に加えられるということを擡ぐる次
第であります。又原案によりますれ
ば、今日、新聞雑誌その他の言論機關
は、旧軍機保護法の列挙主義を排しま
す。これは、列挙主義とこれらとい
うの活動が何らの制約なく自由にこれが
許されておるこの現状におきまして、
この原案が通過いたしますれば、少くとも
ともアメリカ合衆国軍隊に関する限り
はその報道の自由といふものは全く制
約されるのであります。この別表に掲
げられた事項に亘ることは、すべ
てこれをあらかじめ検閲を受けざれば
報道の自由なしと申上げても差支えな
いのです。この点におきましてこの法
案が重大な問題を投げかけておる次第
です。なお法案の第三点の主とする理
由は、この法案が先ほど委員長の御報
告の中にもありましたこと、いわゆ
る行政協定に基きまして必要最小限度
において規制をしたと、こういう御説
明であります。併しこの法律自体
は、むしろこの政府の立案の基本的觀
念を遙かに逸脱しておる。むしろこの
法律自体によつて、安全保障條約に基
くところのいわゆる行政協定が企図す
るところの、即ち「十三條、十七條、

〔議長退席 副議長看席〕

従つて、政府の立案の基本的觀念は、
原案においてはむしろ拡大されておる
と言わなくてはならんのです。かよう
りまして、この法律の施行によります
れば、曾つての軍機保護法によりまし
て我々がこうむつたところのあらゆる
大に加えられるということを擡ぐる次
第であります。又原案によりますれ
ば、今日、新聞雑誌その他の言論機關
は、旧軍機保護法の列挙主義を排しま
す。これは、列挙主義とこれらとい
うの活動が何らの制約なく自由にこれが
許されておるこの現状におきまして、
この原案が通過いたしますれば、少くとも
ともアメリカ合衆国軍隊に関する限り
はその報道の自由といふものは全く制
約されるのであります。この別表に掲
げられた事項に亘ることは、すべ
てこれをあらかじめ検閲を受けざれば
報道の自由なしと申上げても差支えな
いのです。この点におきましてこの法
案が重大な問題を投げかけておる次第
です。なお法案の第三点の主とする理
由は、この法案が先ほど委員長の御報
告の中にもありましたこと、いわゆ
る行政協定に基きまして必要最小限度
において規制をしたと、こういう御説
明であります。併しこの法律自体
は、むしろこの政府の立案の基本的觀
念を遙かに逸脱しておる。むしろこの
法律自体によつて、安全保障條約に基
くところのいわゆる行政協定が企図す
るところの、即ち「十三條、十七條、

この二ヵ條によつて企図するところの
もの以上にこの法律は制約しておる
です。

〔議長退席 副議長看席〕

原案は御承知の通りいわゆる旧軍機
保護法によさわしいところの法律であ
りますして、この法律の施行によります
れば、曾つての軍機保護法によりまし
て我々がこうむつたところのあらゆる
大に加えられるということを擡ぐる次
第であります。又原案によりますれ
ば、今日、新聞雑誌その他の言論機關
は、旧軍機保護法の列挙主義を排しま
す。これは、列挙主義とこれらとい
うの活動が何らの制約なく自由にこれが
許されておるこの現状におきまして、
この原案が通過いたしますれば、少くとも
ともアメリカ合衆国軍隊に関する限り
はその報道の自由といふものは全く制
約されるのであります。この別表に掲
げられた事項に亘ることは、すべ
てこれをあらかじめ検閲を受けざれば
報道の自由なしと申上げても差支えな
いのです。この点におきましてこの法
案が重大な問題を投げかけておる次第
です。なお法案の第三点の主とする理
由は、この法案が先ほど委員長の御報
告の中にもありましたこと、いわゆ
る行政協定に基きまして必要最小限度
において規制をしたと、こういう御説
明であります。併しこの法律自体
は、むしろこの政府の立案の基本的觀
念を遙かに逸脱しておる。むしろこの
法律自体によつて、安全保障條約に基
くところのいわゆる行政協定が企図す
るところの、即ち「十三條、十七條、

る、こうい規定であります。成るほど現実にその場にその行為者がおりません場合においては、の原案通りであります。併し、全国に設けられたところの区域及び施設といふものは、それ自体日本の國法は適用さず。かような日本の主権の行われない地域を、單にその現場におけるところの立札のみを以てこれを防おうという考え方は、余りに国民に対する親切さを欠くものと言わなくてはならんのです。かような主権の制約されるような区域は、少くとも國家の意思表示として宣報を以てこれを公示すべきは当然のこと、当たり前のことです。政府はそういう処置はとると言つておる。併し、これは法律自体においてその区域を全国民に明示すべきことをこととする必要は当然考えられることであります。かような意味合いにおきまして、第一條をこの趣旨を表現する意味において修正を加えたのです。先ほど委員長が報告された通りであります。

第五條、これは軍用物損壊に関する規定です。これは行政協定の二十二條の規定を設ける題旨は表現されておりません。ただその精神を汲んで、日本政府においてこれを立案するに至つたに過ぎないので、この題旨は、刑法の

二百六十一條の「器物損壊罪」、これを以てしては、これらの外國軍隊のこの種の物件に対するところの保護の全きを得ない、かよりな趣旨から、特別に本法においてこれを規定しよう、こういふ目的のために原案の第五條としてこれを規定された次第です。併し第五條は何々と表現して、その次に「糧食、被服その他の物」、こうい文字が使用されておる。糧食若しくは被服に至りましては、日常生活、いわゆる軍隊の日常生活の上において容易にこれは毀損されるところの事実が繰返される裏があるので、例えば婦人がその軍人の被服を引張つた場合において、これがたま／＼破れれば直ちに本法により処罰される。或いはこの間のメーデーのような場合におきまして、この軍人が騒擾の中に巻き込まれ、その被服が損傷されなければ、直ちに本法により処罰されます。又軍用自動車が撲殺されますれば、この第五條によつて第五條中「糧食、被服その他の物」という表現に修正しようと考へている次第であります。

本法において一番問題となるのは第六條です。先ず第六條の第一点といつたしまして、いわゆる「別表に掲げる事項」、これはいわゆる機密事項としてここに過ぎないのです。かよな次第であります。かよな大解釈をとつてこの規定を設けたのです。二十三條にはかような規定を設ける題旨は表現されておりません。ただその精神を汲んで、日本政府においてこれを立案するに至つたに過ぎないので、この題旨は、刑法の

くてはならんのです。かよりな危険な軍隊の保護をそれによって達成すると、いふことは、却つてアメリカ軍隊に対する暴力的な行為をして、それがたま／＼日本軍隊の内乱若しくは外國からの直接間接の侵略に対しまして、この場合は何々と表現して、その次に「糧食、被服その他の物」、こうい文字が使用されると、これは国内法のいわゆる「器物損壊罪」に至りましては、内国外法では親告罪である。アメリカ軍隊の親告があつて初めて处罚の対象になる。然るに本法においてはかよりな微々たるものに對しましても独立罪として、この親告罪を廃止している点において、我々はどうしてもこれに對して是認することができない。従つてこの点に對しまして、第五條中「糧食、被服その他の物」というものを削除いたしまして、代わるに「その他軍事上重要な物」と、こういふ表現に修正しようと考えている次第であります。

本法において一番問題となるのは第六條です。先ず第六條の第一点といつたしまして、いわゆる「別表に掲げる事項」、これはいわゆる機密事項としてここに過ぎないのです。かよな次第であります。かよな大解釈をとつてこの規定を設けたのです。二十三條にはかような規定を設ける題旨は表現されておりません。ただその精神を汲んで、日本政府においてこれを立案するに至つたに過ぎないので、この題旨は、刑法の

れば、これほど国民生活の上においてはならないのです。かよりな危険な軍隊の保護をそれによって達成するとあります。元來、安全保障條約なる危険らしいものはないと思われるのではありません。日本の内乱若しくは外國からの直接間接の侵略に対しまして、この

たしたい。これは前段におきまして、いわゆる「合衆国軍隊の安全を害すべく用途に供する目的をもつて」と、これで一つの犯罪が成立する。そして原案では「又は」と、こう語いまして、いわゆる探知、收集と、こういふ目的のためにやつた場合には、これは犯罪を設けているわけです。前段の合衆国の軍隊の安全を害すべき目的たるが結ばれている。その行政協定の内容としてこの法律が賄われるのであります。してみますれば、今回の、安全保障條約においてはかよりな微々たるものに對しましても独立罪として、この親告罪を廃止して是認することが目的としているところのこの事項に對しまして、却つて反するものと言う言わなくてはならぬ。又安全保障條約においては、さような害すべき用途に供する目的がなくとも、單に探知する、收集するという考え方は、余りに広過さると、どうしてもこれに對して是認することができない。従つてこの点に對しまして、第五條中「糧食、被服その他の物」というものを削除いたしまして、代わるに「その他軍事上重要な物」と、こういふ表現に修正しようと考えている次第であります。

又第四点として第六條の二項におきまして、「通常不當な方法」でと、こう

いう規定があります。この通常不当な方法でという表現は、政府の説明によりますれば、いわゆる不当の方法の上に「通常」という言葉を冠して制約したと、こう言うのです。併し、この立法の表現形式から申しますれば、却つて複雑になるのです。「不当な方法」と言ひ切つておきますれば、それで目的は達するものと考えなくちやならぬ。その上に「通常」と、こう申しますと、例えは公務員が公務上知り得たこととを、これは通常では知ることができない。従つてそういう事項を、自分の家内に、家族に漏洩しますれば、この第六條第二項によって漏洩罪として处罚されるわけです。かよくなことは、本法が第一條から全條文を通じましていわゆる過失罪を罰していないのです。故意なき行為は罰していないのです。この趣旨から申しますれば、この第六條の一項の後段及び二項の場合におきましては、故意がなくとも、この点において、そういう事実さえあれば直ちに处罚されるという不合理な結果を招来するのであります。故にこの占に対するところの修行を行わんとするものであります。

次に、第七條の二項中に「教唆し、又はせん動した者」と、こういうのを、「教唆した者」というふうに修正いたしたいと思うのです。これはたゞま破壊活動防止法律において、この原動という言葉は問題になつております。

から、皆様においても注意される点と思われますが、併し最近、政府はあらゆる法律に偏勧という用語を濫用し過ぎておる。本法の場合殊にそ�です。本法の場合において偏勧するといふ場合が果してどうあるでしようか。偏勧又は特定多数人に対しましてその中正の判断を失して実行に至らむることを言うのです。してみますれば、本法の場合におきまして、探知、収集といふ、秘密に行うといふこの犯罪に對しまして、多数人の前で以てその人の決意を実行に至らしむるといふような偏勧行為が行われ得るかどうか。事実上あり得ないのです。仮にこれが有りたましても、仮にあるといふましても、その場合は違々たるものですね。殊にこの偏勧といふ言葉 자체是非常に拡大強張して解釈される虞れがあるのです。こうした点は立法をする場合においては嚴に慎しまなくてはならないと思うのです。この意味において、この点を修正いたしたいと思うのです。

検官、司法警察員は直ちに日本国民を尋問することもできる、検証することもできる、物を領置する、いわゆる押収することもできると、こういう規定でございます。十九條においては、可を要件としているのです。然るに十九條の場合において何が故に許可を外すか。これは政府の説明によりますれば、このアメリカ合衆国の要請は判断を許さない。判断を許さないのだから、従つて裁判所の許可を得ることは必要ないと、こういふのです。併し、若しそういう見解の下にこの十九條が規定されているとするならば、それこそ由々しい問題だと思つ。少くとも、日本の行政権、司法権の活動は、この範囲においては主権が制約されていると言わなくちやならぬのです。アメリカの命令は、即ち、日本国民にそのまま適用されるということになる。日本の主権はこの範囲において重大な制約をこうむつておると言わなくちやならぬのです。かような不合理な結果があり得ようか。殊にこの十九條に定めることは、その行為自体が即ち司法権の行使で、準司法権の行使です。検察官の尋問権、捜査権及び検証権、そういう権限として、日本の国内法においては、刑事訴訟法においてこの手続を非常にしているのです。にもかかわらず、この場合に限つてのみ裁判所の許可なし

くして独自に單独になし得るということは、これこそ法律自体が憲法の精神をみずから壞して行くというあり方です。あえて憲法違反と言うても私は差支えないと思うのです。かようなあります方は、我々は立法の際において十分常に注意しなくてはならぬのです。知らず知らずのうちに、憲法に定むるところのあらゆる保障といふものが、こうした一つ／＼の法律によつて片鱗がら崩されて行くというあり方は、国会議員として常に私は深い関心を持たなくしてはならんと思うのであります。

次に、この法律は安全保障條約発効時に至るまでに成立する予定でありますて、原案には発効と同時にこの法律の効力を生ずるという旨が規定されています。この原案のいわゆる公布に関する事項を修正いたしまして、原案の安全保障條約発効の日から効力を生ずるというのを「公布の日」からその効力を生ずると、こういうふうに修正いたしましたと存する次第であります。

以上の点の修正案をお手許に差し上げてありますから、十分この修正点に対するご指摘をされば、我々は曾つての、スパイ活動に対するところの、あの規制されたところの軍機保護法のようやく憲法的な法律の下に再び私たちは生

君

以上で抜粋する（参考）

右の修正案を成規により提出する。

以上であります。(拍手)
副議長(三木治朗君) 長谷山行穂

長谷山行教
北村 一男 加藤 武德
川村 松助 山田 佐一
草葉 隆圓 安井 謙
一松 政二

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案外一件

を果す虞のある規定は生れて来ない。と申しますと、「公務上の」の次に「情報の」という文字が入つておつた。原文はオフィシャル・インフォーメーションであるというのであります。この政府の答弁にも行政協定に対する政府の考え方がよく現われております。アメリカ側と日本の政府で始めた行政協定という取極文書に書いたもの、ういう一つの文書の中には、政府と政府との間を規律する法律關係はあります。併し國民を規律する法律なり法体系は、國民が憲法の原則によつて国会を通じて承認をして初めて生き得るものとなるのであります。国会の承認を得なかつた行政協定はまだあります。政府の持つておる原本の紙の中に眠つた法体系、

法律、條約関係も明らかでない根拠に、基いて、憲法上の諸原則、國民の権利義務が大幅に制約せられるような法律は、違憲と言わざるを得ません。(「この通り」と呼ぶ者あり、拍手)これが臣民反対の第一の理由であります。

原案反対の第二の理由は、独立前、占領下において無理をしてまでこの法律を成立せしめなければならぬとされた政府の意向、態度と関連いたしております。この法律原案の立案製定についての自主性のなさ、従つて又々々の内容への影響であります。この法律案は、元来、簡単に言いますと、外人の軍隊の安全を守るために日本人を殺して、外国の裁判に協力するための手続を規定した法律であります。が、衆議院が審議した日数は数日であります。

国民の権利義務に対する重大な影響で、法案に含まる問題の重要さに鑑みて、審議を急ぎ、講和條約発効までに成立せしめなければならぬ理由を政令に質しましたところ、講和條約発効後には、「民事、刑事裁判権の行使に関する覚書」がなくなるので、合衆国軍司令官の要員の逮捕に協力できないので、どうしても講和條約発効までに審議を終り、成立を図られたいというのでありました。それならば、法案中緊急を以てアメリカ軍の安全のため罰する実態のものは、アメリカ軍の要員を逮捕するに協力する手続規定だけで、日本規定は、占領七年近い間にスパイ行

が数件あつたに過ぎなかつた点からいえても、緊急を要するわけではなく、なお数日を費して、問題の第六條及別表等、軍機保護規定その他の実体規定の審議に慎重を期すべきであると申たのであります。が、対外關係だけを離して、政府與党は専慮、施行審議団つて參つたのであります。講和約、安全保障條約乃至行政協定が対立場で結ばれたか否かはここでは議をいたしません。併し少くとも、保條約及び行政協定における不平等の立場と、日本政府の卑屈な態度が、法律原案に如実に現われている点、民の一人として批判し反対せざるをないのです。この立法に当つての卑屈な態度は、法律原案の上に現れては、実体法の一一番大きな軍機保護規定の軍機とは何ぞやといふ概念は後的にはアメリカ軍によつてきめらるようになりますし、手続規定の中である第十八條、第十九條によれば、アメリカ軍の要員逮捕のためにといひ、合衆国軍事裁判所又は合衆国隊から協力の要請がある場合には、本の行政權——検察事務官若しくは察職員をして、人の住居に侵入させれ、言い換えますと、行政權乃至憲法權の一部がアメリカ軍の下に使

ひ考を定し、條等論の安の國得てわ護最れ心の論を考へる結果と相成ります。政府は第十九條を間接強制と呼び、「刑事訴訟法による令状その他がないのだから、これを断わることができます。正当の理由なくしてこれを拒絶するときは過料、即ち行政罰が課せられるだけだ」と言うのであります。が、原案そのままでありますと、実際は国民が憲法第三十二條にかかわらず裁判所以外で取調べを受け、憲法第三十五條にかかるはず令状なくして住居に侵入せられることになるでありますよ。合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊による抑留又は拘禁が間違いであつた、罪がなかつたときまた場合の刑事補償を、原案第二十條によりますと、日本の國が、日本の國民がするという規定がござります。これも全く自主性のない規定であると言わなければなりません。

説明でもおわかりになつたことと信じます。刑法において煽動を独立罪とするところのある二つであります。法務府の解説書によれば「合衆国軍隊が眞に機密として嚴守しているものが、たやすく一般的取材活動の対象となり得るとは考えられない……常識的な行動をこの罪に問う心算はないのである。」とか、「何らかの公判場にでも一旦掲載せられたものは、それが違法な手段によるものであつたとしても、もはや本條に言う機密にはならない。」……「又一般のうわさに上つてはいることも「公になつてゐるもの」に當る場合が多いためである。」と言い、「通常不當な方針によらなければ探知し又は収集することはできないよろんな機密（これを限定機密といふ）に制限している。これは言い換えれば、その機密は相当程度高いものと言つていいことができる。」等々立案者が持つておられる意図は現わされておりますが、これが原案には法文上明らかに現われておませんので、裁判にも、実際、法を運用する警察官等行政機關にも、何の意味も持つておりません。そこで法務府はこれを訓令なり通牒なりで流すと言つておりますが、このことが即ち法上の保証ではなく、行政権の解釈に、言い換えれば、

行政権の運用に任せられているということであります。原案法文自身は極めて抽象的であつて、如何よろとも解釈し得る。而もその法の解釈運用の大要な点が立法府ではなくて行政権に握られている。この場合、アメリカ軍の安全だけを考える法務府に握られているということに相成りますが、かくては罪刑法定主義は崩れ、行政法アッショが実現することと相成ります。封建時代或いは專制政治の下においては、行政権のみから刑罰法規を作り、その法規に違反するか否かも行政権自身で判断いたしました。このために、無制限の逮捕、拘禁、処罰が行われ、政略的な裁判、処罰が行われました。これに対する批判と反省が三権分立主義となつたことは、私が申上げるまでもありません。罪刑法定主義は、かかる刑罰に関する封建主義、專制主義に対し、民主主義を確保する一大原則であります。かかる民主主義のイロハを国会において口にしなければならんというのは殘念であります。明治憲法の不完全な民主主義が戦争中の軍閥官僚のアッショ支配によつて完結した後、敗戦による深い反省の上に築かれた民主憲法の下において、公共の福祉の名の下に、この法

が残つておるといつたような現状におけると、この法律案の審議を通じて、政府、自由党は、判然と、アメリカ軍の安全という形で公共の福祉概念優先を主張せられました。我が党及び我々野党は、そういう法益の存在を全く否認するのではありませんが、国民の権利義務の擁護の立場から、その侵害を最小限度にとどめ、或いは民主主義の原則に従つて三権分立主義の下においてのみ許そらという態度をとる必要があります。尊い犠牲と深い反省の上に確立した民主主義と民主権法保護のために、民主主義の一柱、要素である罪刑法定主義を守るために、行政アッショ、行政権による権利義務に関する條項が踏みにじられ、反対の立場をとります。

先ず総括的に申上げるならば、第一に、この刑事特別法案は、平和條約、日米安全保障條約並びに行政協定に基づけられたものであります。この三つの條約が、日本の主権、独立、平和の原則を踏みにじらすところの不完全な安全保障條約であり、隸屬協定であるといふことを強く主張し、原案反対、野党修正案賛成の討論を終る次第であります。(拍手)

なお私は、討論の冒頭に或いは最後に、修正案に賛成、原案に反対と申しますが、単に議論としてのみではなく、日本の政治の一番大きな問題となつておるとき、法理上、このイロハを取り上げ注意を喚起せざるを得ないのであります。罰刑法制定論上は、国民の権利義務が公共の福祉かといふことで争われておるのであります。

〔了解〕と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀眞琴君 私は労農党を代表いたしまして、伊藤修君ほか五十数名の提案者、アメリカ軍の安全という形で公共の福社概念優先を主張せられました。我が党及び我々野党は、そういう法益にかかりまするところの修正案に反対し、若しこの修正案が通過しなければなりません。伊藤修君ほか五十数名の提案に反対をいたすものであります。

〔賛成だらう」と呼ぶ者あり〕反対をいたすものであります。先ず総括的に……〔修正案に賛成だらう」と呼ぶ者あり〕原案に反対をいたすものであります。

〔賛成だらう」と呼ぶ者あり〕反対をいたすものであります。先ず総括的に……〔修正案に賛成だらう」と呼ぶ者あり〕原案に反対をいたすものであります。

〔修正案に賛成だらう」と呼ぶ者あり〕修正案に賛成し、若しこれが通過しなければ原案に反対をいたすものであります。

〔修正案に賛成だらう」と呼ぶ者あり〕

す。この隸屬的な協定の具体的な規定として現われたのが本刑事特別法典なのであります。

本法案によりますと、駐留軍は絶大な特権を認められ、軍の機密を保持するという名目下に、行為そのものは勿論でありますが、その未遂、陰謀、教唆、煽動等をも处罚の対象といたしますのであります。日本国民のあらゆる基本的な権利を侵害される危険があるのであります。この意味では、曾つての軍機保護法、国防保安法とその様を一にするものであります。この意味で、この曾つての惡法によつて当時の日本国民が如何にその人権を侵害されたかは、ここに改めて説くまでもないのです。

アメリカは民主国であると言つておられます。確かに民主国に違ひありません。併しながら、その軍隊は、やはり軍隊である以上は極めて強力なるものであります。而もそれが風俗、習慣、言語などを異にする國に駐留いたしますのでありますからして、そなれることは、当然だと予期しなければならぬのであります。軍の機密は苛酷な取締法規によつてこれを保持されるものではありません。軍と日本国民との間には信頼と友好の情が存在すること

が前提をならなければなりません。然るに国民感情の上におきましては、必ずしもその間に信頼と友好の情が存在することは申上げることができます。殊に國の独立と平和を含顧する国民の偽わらない氣持の上では、外国軍隊の駐留はむしろ日本にとって大きな抑制であるということを感じておるのであります。若しそうだとするならば、取締法規は兩者の間に徒らに不安と疑惑を醸すところの要因となるであります。その意味におきまして、我々は、この法案は日本人の基本的人権を侵害し、更に延いては日本をして外国の下に奉仕せしめるという結果を招くことになると考へられるのであります。その意味におきまして、我々は原則的には本法案に反対いたしました。併しながら、民主主義の政治原則といふのは、基本的には、基本的人権を尊重し、これを政治的に侵害せしめないと

いたしました。併しながら、その軍隊は、やはり軍隊である以上は極めて強力なるものであります。而もそれが風俗、習慣、言語などを異にする國に駐留いたしますのでありますからして、そなれることは、当然だと予期しなければならぬのであります。軍の機密は苛酷な取締法規によつてこれを保持されるものではありません。軍と日本国民との間に信頼と友好の情が存在することが前提をならなければなりません。然るに國の独立と平和を含顧する国民の偽わらない氣持の上では、外国軍隊の駐留はむしろ日本にとって大きな抑制であるということを感じておるのであります。若しそうだとするならば、取締法規は兩者の間に徒らに不安と疑惑を醸すところの要因となるであります。その意味におきまして、我々は、この法案は日本人の基本的人権を侵害し、更に延いては日本をして外国の下に奉仕せしめるという結果を招くことになると考へられるのであります。その意味におきまして、我々は原則的には本法案に反対いたしました。併しながら、民主主義の政治原則といふのは、基本的には、基本的人権を尊重し、これを政治的に侵害せしめないと

いたしました。併しながら、その軍隊は、やはり軍隊である以上は極めて強力なるものであります。而もそれが風俗、習慣、言語などを異にする國に駐留いたしますのでありますからして、そなれることは、当然だと予期しなければならぬのであります。軍の機密は苛酷な取締法規によつてこれを保持されるものではありません。軍と日本国民との間に信頼と友好の情が存在することが前提をならなければなりません。然るに國の独立と平和を含顧する国民の偽わらない氣持の上では、外国軍隊の駐留はむしろ日本にとって大きな抑制であるということを感じておるのであります。若しそうだとするならば、取締法規は兩者の間に徒らに不安と疑惑を醸すところの要因となるであります。その意味におきまして、我々は、この法案は日本人の基本的人権を侵害し、更に延いては日本をして外国の下に奉仕せしめるという結果を招くことになると考へられるのであります。その意味におきまして、我々は原則的には本法案に反対いたしました。併しながら、民主主義の政治原則といふのは、基本的には、基本的人権を尊重し、これを政治的に侵害せしめないと

いたしました。併しながら、その軍隊は、やはり軍隊である以上は極めて強力なるものであります。而もそれが風俗、習慣、言語などを異にする國に駐留いたしますのでありますからして、そなれることは、当然だと予期しなければならぬのであります。軍の機密は苛酷な取締法規によつてこれを保持されるものではありません。軍と日本国民との間に信頼と友好の情が存在することが前提をならなければなりません。然るに國の独立と平和を含顧する国民の偽わらない氣持の上では、外国軍隊の駐留はむしろ日本にとって大きな抑制であるということを感じておるのであります。若しそうだとするならば、取締法規は兩者の間に徒らに不安と疑惑を醸すところの要因となるであります。その意味におきまして、我々は、この法案は日本人の基本的人権を侵害し、更に延いては日本をして外国の下に奉仕せしめるという結果を招くことになると考へられるのであります。その意味におきまして、我々は原則的には本法案に反対いたしました。併しながら、民主主義の政治原則といふのは、基本的には、基本的人権を尊重し、これを政治的に侵害せしめないと

まして、我々は、次善、次の善なるもの

らば、果してどういうことになるであ

りましょ。私はそれを考えます

として修正案に賛成せざるを得ない。と、この第一條の規定は極めて危険な内容を含むものだと考えなければならんと思うのであります。

それから第五條であります。軍用物を損壊する等の罪を規定したものであります。若しくは、もつと根本的に言うならば、修正案そのものを反対しなければならないであります。併し只

今申上げました民主主義の原則によりまして、我々は修正案の通過に対しまして心からこれを含顧するのであります。

更に具体的に申しますと、例え第一條であります。この第一條は施設又は区域を侵す罪について規定しております。その施設又は区域からして、合衆国軍隊から要求を受けて撤退しない者、退去しない者、これを罰示されたものについてこれを適用し

ます。正解はこれについて「官報をもつて公示されたもの」についてこれを適用します。

それから第六條であります。合衆国軍隊の機密を侵す罪について規定し

ます。この事項を見ますと、一切の事項がその中に含まれております。

この解釈は、即ち合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的を以て探知したか、收集したかということの解釈

は、一方的に解釈される危険を含むばかりではありません。而も規定によりますと、これを他人に漏らしまして心からこれを含顧するのであります。

第五條によつて罰する対象とされると、この危険が多分にあるのであります。故意であるか過失であるかという

ことの立証責任は、而も使用者側の一方向的な判断によつてきめられることになります。第五條の修正が改めているのであります。第五條の修

正規定は、「糧食、被服その他の物」というのを、「その他軍事上重要な物」と改めております。このことによつて、

その損壊されるところの対象の内容が規定されるということになりますの

は、せめてもの次善の修正であると申します。

それから第六條であります。合衆国等が自己の轄地を軍事使用区域に隸入

され、強制的に立退かされるという

もののが極めて多いであり、非常

のものであります。この規定は條文を

おるのであります。例えば新聞記者が

その報道によつて、どこへに軍隊が

駐留しておる、どれだけの軍隊が駐留しているといふようなことを報道いたしました。勿論处罚の対象になるの

であります。これは、曾つての軍機保

の労働者が労働條件等についてその使用者側と交渉するその際に、労働賃金はどうである、労働者の人数は何人である、というようなことが、その交渉の際に公けにされても、やはり同じように処罰の対象となつてしまふのであります。なお注意すべきことには、その未遂、陰謀、教唆、煽動等をも罰するということになつておるのであります。何が未遂である、或いは何が教唆である、煽動であるといふことについての解説は、これ又一方的に判断されるのであります。その意味におきまして、この十五條の証人の出頭等の義務に関する規定も極めて不当であると申さなければならんのであります。

正案はこの第六條別表に掲げる事項について、先ほど伊藤君が説明されたよろな内容にこれを修正しようとするのでありまするが、我々は更にこれをもつと大幅に修正すべきであると存ずるのでありまするが、併し次善のものとして一応これに賛成するものであります。それから第十五條であります。証人の罪以外の刑事事件で日本の検察官又は司法警察員の協力を特にここで強調いたしております。これは日本の主性を侵害し、全日本の国民の不安と拘束を招來する危険があると申さなければなりません。第十九條第一項中の出頭等の義務に関する規定におけるところの証人の出頭等の規定と照らして考えてみますといふと、不当に高い刑罰を規定しております。日本の法

法律は、特別法によつて高い刑罰に处罚することは法の精神から申しましてこれが禁じておるのであります。若し刑事訴訟法或いは刑法その他の法律において、一定の刑罰の規定を持つているならば、それに準じて特別法は規定さるということが一般の通則であると考へられるのであります。その意味におきまして、この十五條の証人の出頭等の義務に関する規定も極めて不当であると申さなければならんのであります。

それから十八條並びに十九條、つまり日本國の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力、日本官憲がアメリカの軍隊に協力しなければならぬことを規定した條項でありまするが、日本國の法令によるところの罪以外の刑事事件で日本の検察官又は司法警察員の協力を特にここで強調いたしております。これは日本の主性を侵害し、全日本の国民の不安と周到において具体的に明確に、むしろ現地において具体的に明確に、周到に、その施設、区域の範囲を示す方法をとることが適切であり、且つ有効であると信ずる所以であります。(拍手)従つて我々はかような修正はあえて必要のないものと確信するのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

次に、第五條の軍用物の意義に関する規定であります。第一項中「裁判官の許可を得て、参考人」と修正案は修正をいたしました。従つて長谷山君等より提出されたのは、本條規定の軍用物を例示しておられます。少くとも検察官又は司法警察員の協力を規定した原文に比較いたします。

いたしまして、「裁判官の許可を得て、参考人」を云々と修正することは、大抵の施設又は区域の要件といたしまして、「官報をもつて公示されたもの」を参考人をして我々はこれに一應賛成を表明するものであります。

附則につきましては改めて申上げるまでもないと思うのであります。

要するに、この刑事特別法案は、日本が三つの国際協約を結ぶその裏付けとして、裁判管轄権をアメリカ側に譲り渡し、而もその内容の上におきましては、アメリカ軍隊の機密の保護という美名に隠れまして、日本の独立主権を侵害し、更に国民の基本的な権利を大編に制限したものであります。

して、我々としては原案には断固反対を表明せざるを得ないのであります。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 那須春次君。
〔那須春次君登場、拍手〕

○那須春次君 只今伊藤修君等の御提議いたしております。これは日本と国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定に伴う刑事特別法案の修正案に対する意見を表明するのであります。

第三点といたしまして、第六條の修正点であります。その第一点は、合衆國軍隊の機密の要件として「別表に掲げる事項」のほかに「その漏えいが合衆國軍隊の防衛作戦上支障を生ぜしめる虞のあるもの」を附加するという修正の御意見でござりますが、これは必ずしも、本條運用の実際の面を考えると、かような要件を加えることになれば、機密保護の趣旨は全く没却されてしまうのでござります。実際の運用面からみて、その適用の余地は殆んどなくなるのではないかと私どもは思うのでござります。その理由は、かような要件を加えることになれば、その機密が果して防衛作戦上支障を生ぜしめる虞があるのでありますから、我が国の検察

示すような軍事上重要な物に限定せらるる趣旨であることは明白であります。委員会における質疑によつても、政府側の説明はそれを明らかにいたしましたが、その修正も加えるという御意見であります。

附則につきましては改めて申上げるまでもないと想うのであります。

要するに、この刑事特別法案は、日本で示すような軍事上重要な物に限定せらるる趣旨であることは明白であります。

第三点といたしまして、第六條の修正点であります。その第一点は、合衆國軍隊の機密の要件として「別表に掲げる事項」のほかに「その漏えいが合衆國軍隊の防衛作戦上支障を生ぜしめる虞のあるもの」を附加するという修正の御意見でござりますが、これは必ずしも、本條運用の実際の面を考えると、かような要件を加えることになれば、機密保護の趣旨は全く没却されてしまうのでござります。実際の運用面からみて、その適用の余地は殆んどなくなるのではないかと私どもは思うのでござります。その理由は、かような要件を加えることになれば、その機密が果して防衛作戦上支障を生ぜしめる虞があるのでありますから、我が国の検察

持ち越されたのであります。なぜにこのように、日本国民の首に繩をかけ、その手足をもぎ取るような馬鹿げた法案が急がれねばならないか。殊にも和解と信頼を表面の口実とした講和効果の空騒ぎのほとりがまだ消え去らないこの日本の方では、このような悪辣極まりない法案が無理やり押付けられようとしている。この偽善に満ちた講和の実相こそは極めて象徴的であり、日本国民と世界の平和愛好人とはひとしくこの事実を見逃さないであります。それはなぜであるか。言うまでもなく、それは、このたびの平和條約が平和とはおよそ名ばかりの見せかけであり、實際は戦争條約にはかならなかつた何よりの証拠であります。又安全保障條約の安全とは似たりの見せかけであり、實際は戦争條約で本法案が成立するならば、吉田政府並びにその主人公どもの意図の大半は達成されるであろうことは言を待たないところであります。要するに、かかる未覚有の悪法は、その成立のために努力した人々の名前が今後長く～国民不安全條約の結果としての行政協定、この行政協定に基いてこのような悪法が用意されねばならなかつたのであります。私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して、平和と独立への一大障

壁となるであらうかと、ことを、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす害が、駐留軍といふ軍事的権力によって背後から支配される問題となつておりますところの破壊活動關係上、貫つての軍機保護法や只今問題となりておりますところの破壊活動防止法案などに便るとも決して劣らぬ悪法であることを文指摘して来たのであります。而も今具体的にこの法案の内容を検討するに及びまして、その指摘が如何に正しかつたかを想い、今更陳然たるものを感じ得ないのであります。たとえ破防法が院内外の民主勢力の一大反撃によつて撤回されることがあつても、今その間隙を巧みに縫つて本法案が成立するならば、吉田政府並びにその主人公どもの意図の大半は達成されるのであることは言を待たないところであります。要するに、かかる未覚有の悪法は、その成立のために努力した人々の名前が今後長く～国民不安全條約の結果としての行政協定、この行政協定に基いてこのような悪法が用意されねばならなかつたのであります。私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して、平和と独立への一大障

壁となるであらうかと、ことを、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす害が、駐留軍といふ軍事的権力によって背後から支配される問題となりておりますところの破壊活動防止法案などに便るとも決して劣らぬ悪法であることを文指摘して来たのであります。而も今具体的にこの法案の内容を検討するに及びまして、その指摘が如何に正しかつたかを想い、今更陳然たるものを感じ得ないのであります。たとえ破防法が院内外の民主勢力の一大反撃によつて撤回されることがあつても、今その間隙を巧みに縫つて本法案が成立するならば、吉田政府並びにその主人公どもの意図の大半は達成されるのであることは言を待たないところであります。要するに、かかる未覚有の悪法は、その成立のために努力した人々の名前が今後長く～国民不安全條約の結果としての行政協定、この行政協定に基いてこのような悪法が用意されねばならなかつたのであります。私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して、平和と独立への一大障

壁となるであらうかと、ことを、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす害が、駐留軍といふ軍事的権力によって背後から支配される問題となりておりますところの破壊活動防止法案などに便るとも決して劣らぬ悪法であることを文指摘して来たのであります。而も今具体的にこの法案の内容を検討するに及びまして、その指摘が如何に正しかつたかを想い、今更陳然たるものを感じ得ないのであります。たとえ破防法が院内外の民主勢力の一大反撃によつて撤回されることがあつても、今その間隙を巧みに縫つて本法案が成立するならば、吉田政府並びにその主人公どもの意図の大半は達成されるのであることは言を待たないところであります。要するに、かかる未覚有の悪法は、その成立のために努力した人々の名前が今後長く～国民不安全條約の結果としての行政協定、この行政協定に基いてこのような悪法が用意されねばならなかつたのであります。私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して、平和と独立への一大障

壁となるであらうかと、ことを、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす害が、駐留軍といふ軍事的権力によって背後から支配される問題となりおりますところの破壊活動防止法案などに便るとも決して劣らぬ悪法であることを文指摘して来たのであります。而も今具体的にこの法案の内容を検討するに及びまして、その指摘が如何に正しかつたかを想い、今更陳然たるものを感じ得ないのであります。たとえ破防法が院内外の民主勢力の一大反撃によつて撤回されることがあつても、今その間隙を巧みに縫つて本法案が成立するならば、吉田政府並びにその主人公どもの意団の大半は達成されるのであることは言を待たないところであります。要するに、かかる未覚有の悪法は、その成立のために努力した人々の名前が今後長く～国民不安全條約の結果としての行政協定、この行政協定に基いてこのような悪法が用意されねばならなかつたのであります。私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して、平和と独立への一大障

が光るのであります。何せアメリカ軍がいるのでありますから、いろいろな事態を隠すことはできない。我々の目に日常生活の中ではこれは触れる。だから、若しこういう危険は困る。というなら、これはアメリカの軍隊に歸つてもらうよりほかないのであります。この根源を基にしないでこうして法案を作つて日本国民を彈圧しようとしている。殊にも行政協定がいよいよ実施されれば、国民生活は今までよりも多くの圧迫と破壊にさらされることはない。必至であります。軍管理工場の労働者はその劣悪な條件に堪えかねるでありますように、今後ますます頻発する農地の取上げや漁区の立入り禁止に対しでは、農民や漁民はその生存権を守るために反対闘争を組織せざるを得ない。である。これは又労働者、農民の権利であります。ところで、その反対闘争に当つて、どこそこの工場ではどんな兵器が作られ、どこそこのB三六一発着の飛行機が作られつつある。ことを訴えるに至ることは、これは当然自然の成り行きであります。而もこのような止むに止まれぬ基本的権利を守る圖いすらも怠ち軍機に触れ、その処断が要求されることになるのであります。無論、新聞やラジオは事の真相

を伝え、その贊否を論ずることはできなくなるのであります。学者、評論家等の論評が又忽ち当局の忌諱に触れるところになるのは明らかであります。やうなれば、新聞やラジオのニュースは、一々米軍の許可を受けるか、「その提出獎勵にかかるものだけを扱うことになるのであります。これは日本国民は事の真相を知り世界の情勢を刻々に判断する一切の権利が奪われ、我々の知らない間にあの東條時代のような重大な段階に追い落されるであります。これがアメリカ駐留軍対しまして、その国防分担金としまして、なげなしの血税の中から六百二十億もの巨額な費用を支出したとの日本国民に與えられた唯一の報酬のであります。尤も本法案の第六條によれば、本法案の適用は「合衆国軍の安全を害すべき用途に供する目的もつて、又は不当な方法で」軍機漏洩を企てた者を罰する建前には一応なっております。併しこれを判定するは、先ほどから問題になりましたように、誰かと言うと、言うまでもなくれは米駐留軍當局であり、又その下の日本警察であります。労働組合運営法が常に拡張解釈され、不当極

る適用を見たことは、まだ我々の記憶になま／＼しい事実であります。否、初めからこうした人民弾圧の目的を以て作られているのが本法案の眞の狙いであると私は断ぜざるを得ないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)而も不当極まる戦争條約の遂行によつて講和発効後の国内態勢に絶えずおびきります。(「その通り」と呼ぶ者あり)而こそ唯一の賴みの綱として国民の反対を鎮圧する態度を強化するであろうことは、今までの例並びに今朝ほどかどとの政府の諸公の答弁によつて極めて明らかであると言わねばならない。(壁に耳あり)いや「屋根裏に監聽器あり」という日本の現状から察知しますならば、この上、政府は何をやり出すかがかつたものではないのであります。こうして「もの言ふは居寒し秋の風」「無理が通れば道理が引つ込む」「田る杭は打たれる」「長いものには巻かれろ」「さわらぬ神に祟りな」というふうな、この馬鹿げた日本の隸属奴隸的の状態を現わす諺は多いが、こういう理は基本的権利の要求をさえ石のこく沈黙させてしまふであります。

こうして、ひとり軍事警察、秘密警察の恐怖組織のみが日本の隅々までも土配することになるのであります。

第二に私の指摘したいのは、米軍軍事裁判に呼び出される証人が出頭しなかつた場合、及び証言拒否、証拠湮滅、変造等に対する処罰であります。証人不出頭の場合には、米軍事裁判官の拘引状によつて日本の警察職員が逮捕できると明記してあるのであります。併し更に重大なことは、他人の刑事件に対する参考人までが、取調や実況検分の名の下に身体の拘束及び搜査を行われ、又書類の提出を要求される。若しこの処分を拒み、妨げ、忌避した者は一円の過料であります。証人や参考人に対するかかる規定は、全く世界にその例を見ないところであります。これに対して米軍の場合はどうかといふに、日本の裁判管轄の適用除外、つまり治外法権の適用を受ける者は、現に服役中の米軍とその軍属はもとより、米軍に雇用され、又はこれに勤務し、更にこれに随伴する者、家族等、いわゆる軍の公的、私的を問わず、殆んど一切の関係者を含めているのであります。それらの者が受入国たる日本に対して犯した犯罪に対しましては、日本の裁判権から完全に除外されているのである。これを前記の日本側の罰則を設けているのと比較するとき

岩崎正三郎君	大野 幸一君	小龍 彰君	島津 忠彦君	北村 一男君	中山 寿彦君
千田 正君	東 隆君	上原 正吉君	岡田 信次君	白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君
松原 一彦君	田中 一君	石原幹市郎君	中川 幸平君	大屋 晋三君	泉山 三六君
加藤シヅエ君	山田 篤男君	矢嶋 三義君	岡崎 真一君	黒川 武雄君	石坂 豊一君
羽仁 五郎君	永井純一郎君	カニエ邦彦君	九鬼教十郎君	廣瀬與兵衛君	大矢半次郎君
村尾 重雄君	吉川未次郎君	吉川未次郎君	郡 祐一君	境野 清雄君	木内キヤウ君
赤木 正雄君	島 清君	島 清君	岡崎 真一君	谷口跡三郎君	稻垣平太郎君
松永 義雄君	小林 亦治君	小林 亦治君	植竹 春彦君	北村 一男君	中山 寿彦君
中村 正雄君	相馬 助治君	相馬 助治君	古池 信三君	白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君
赤松 常子君	伊藤 修君	伊藤 修君	石川 葉一君	岡田 信次君	北村 一男君
三木 治朗君	小泉 秀吉君	小泉 秀吉君	西山 鶴七君	大屋 晋三君	泉山 三六君
原 虎一君	波多野 鼎君	波多野 鼎君	大谷 葉鶴君	黒田 六郎君	黒田 六郎君
伊藤 文重君	下條 忠兵君	下條 忠兵君	左藤 義詮君	中川 以良君	中川 以良君
藤森 真治君	藤野 繁雄君	藤野 繁雄君	深水 六郎君	大島 定吉君	大島 定吉君
中山 福藏君	早川 横一君	早川 横一君	黒田 英雄君	小林 英三君	小林 英三君
野田 俊作君	徳川 宗敏君	徳川 宗敏君	前田 繁君	寺尾 豊君	寺尾 豊君
常岡 一郎君	伊達源一郎君	伊達源一郎君	小野 義夫君	野田 卵一君	野田 卵一君
高橋 道男君	高橋龍太郎君	高橋龍太郎君	宮本 重宗君	入交 太藏君	入交 太藏君
高瀬莊太郎君	新谷寅三郎君	新谷寅三郎君	宮田 重文君	西川甚五郎君	西川甚五郎君
西郷吉之助君	小林 政夫君	小林 政夫君	松本 邦彦君	堀越 儀郎君	堀越 儀郎君
小宮山常吉君	楠見 義男君	楠見 義男君	長谷山行教君	秋山俊一郎君	秋山俊一郎君
木下 長雄君	加賀 操君	加賀 操君	竹中 七郎君	杉原 荒太君	杉原 荒太君
岡部 常君	小野 哲君	小野 哲君	平林 太一君	安井 謙君	安井 謙君
梅原 風蔵君	飯島連次郎君	飯島連次郎君	平沼清太郎君	有馬 英二君	有馬 英二君
井上なつゑ君	赤澤 與仁君	赤澤 與仁君	春次君	小川 久義君	小川 久義君
赤木 正雄君	結城 安次君	結城 安次君	池田宇右衛門君	國 伊能君	國 伊能君
山川 良一君	村上 義一君	村上 義一君	油井賢太郎君	駒井 藤平君	駒井 藤平君
青山 正一君					

○議長(佐藤尚武君) 次に、伊藤修君 外五十六名提出の修正案のうち附則の 修正部分及び長谷山行教君ほか三十名 提出の修正案を問題に供します。本修 正案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。(拍手) 本修正案は可決せられまし た。	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。(拍手) 本修正案は可決せられまし た。	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。(拍手) 本修正案は可決せられまし た。
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)	○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま す。残り全部は可決せられました。 (拍手)					
よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。	よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。	よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。	よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。	よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。	よつて日本国とアメリカ合衆国との 間の安全保障条約第三條に基く行政協 定に伴う刑事特別法案は修正議決せら れました。
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 次に、只今可決 せられました修正の部分を除く残り全 部を問題に供します。残り全部に賛成 す。よつて本修正案は可決せられまし た。(拍手)					
〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に、ボツダム 本日委員長から左の報告書を提出し た。	一部を改正する法律案修正議決報告 書	○議長(佐藤尚武君) この際、日程に 追加して、一般職の職員の給與に関する 法律の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付)を議題とすること にする。
一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案
別表第六を次のよう改める。	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案
別表第六を次のよう改める。	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案
一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案	一般職の職員の給與に関する法律の 一部を改正する法律案

官報(号外)

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

		都道府県	区分	支給地域
	一級地	北海道	三級地	
胆振支庁管内	根室支庁管内 上川支庁管内 渡島支庁管内 十勝支庁管内 渡島支庁管内	札幌市 小樽市 石狩支庁管内 森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中の島、東月寒、 羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真 駒内、石山、藤野、簾舞、豊溝及び定山渓の区域で 定山渓鉄道の線路から二キロメートル以内の地域 札幌村のうち字苗穂及び元村	札幌市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帶広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 留萌市 岩見沢市 美唄市 石狩支庁管内 千歳町 根室町 江別町 根室支庁管内 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路 とにはさまれる地域 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨森 川西村字稻田 龜田村のうち字富岡、中道、銀治本町、昭和、潘、 赤川通及び赤川 上磯町字七重浜	釧路市 釧路市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帶広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 留萌市 岩見沢市 美唄市 石狩支庁管内 千歳町 根室町 江別町 根室支庁管内 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路 とにはさまれる地域 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨森 川西村字稻田 龜田村のうち字富岡、中道、銀治本町、昭和、潘、 赤川通及び赤川 上磯町字七重浜
胆振支庁管内	幌別町 安平村			

青森県		石狩支庁管内	琴似町のうち二級地に含まれる地域以外の地域 豊平町のうち二級地に含まれる地域以外の地域 札幌村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 手稻村 神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 名寄町 渡島支庁管内 亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上磯町のうち字七重浜以外の地域
一級地	青森市	内 後志支庁管内 釧路国支庁管内 厚岸町 余市町 俱知安町 塩谷村 三笠町 芦別町 赤平町 蒲川町 奈井江町 歌志内町 砂川町 上砂川町 深川町 浦河町 静内町 江差町 奥尻村 焼尻村 天売村 香深村 船泊村 鴛泊村 沓形町 仙法志村 鬼脇村	日高支庁管内 増山支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内

昭和二十七年五月六日

参議院会議録第三十五号(その二) 一級地の賦役の給與に関する法律の一部を改正する法律案

山形県		秋田県		宮城県		岩手県		福島県	
一級地	一級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市	山形市 米沢市 大館市 横手市	秋田市 能代市 大館市 能代市 秋田市	塙釜市 石巻市 古川市 本吉郡 宮城郡 桃生郡 牡鹿郡	仙台市 多賀城町 松島町 氣仙沼町 矢本町 女川町	盛岡市 宮古市 一関市 九戸郡 上閉伊郡 気仙郡	釜石市 久慈町 甲子村 盛町 大船渡町	南津輕郡 三戸郡 黒石町 上長苗代村大字尻内	弘前市 東津軽郡 新城村大字新城字石江 大野村大字大野字片岡 荒川村大字荒川字藤戸	八戸市 八戸郡 筒井村大字筒井 新潟村大字新潟字石江 大河内郡 田名部町 大湊町 黒石町 上長苗代村大字尻内

茨城県		二級地		一級地		二級地		一級地	
北相馬郡 行方郡	北相馬郡 行方郡	結城郡 新治郡 稻敷郡	多賀郡 古河市 日立市	土浦市 水戸市	信夫郡 伊達郡 耶麻郡 岩瀬郡	江名町 飯坂町 喜多方町 須賀川町	植田町 湯野町 内郷町 湯本町 好間村 勿来町 小名浜町	南村山郡 北村山郡	新庄市 上ノ山町 東根町字神町
取手町 麻生町 潮来町 阿見町	取手町 麻生町 潮来町 阿見町	下妻町 結城町 石岡町 龍ヶ崎町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	多賀町 高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町	高萩町 磯原町 勝田町 太田町 下館町 水海道町

昭和二十七年五月六日

参議院会議録第三十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

七四六

埼玉県		群馬県		栃木県		
三級地	四級地	一級地	二級地	一級地	二級地	
大宮市	浦和市	太田市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 利根郡 碓氷郡 吾妻郡 北群馬郡 甘樂郡 利根郡 碓氷郡 吾妻郡 北群馬郡 藤岡町 水上町 沼田町 富岡町 安中町 白井町 中之條町 草津町 大和田町 伊香保町 渕川町 倉賀野町 館林町 桐生市 高崎市 伊勢崎市 那須郡 前橋市 足利郡 塙原町 山辺町 三重村 西那須野町	那須郡 前橋市 足利郡 塙原町 山辺町 三重村 西那須野町	鹿沼市 上都賀郡 下都賀郡 塙原町 小山村 今市町 藤原町 山辺町 三重村	宇都宮市 足利市 佐野市 上都賀郡 日光町 足尾町	鹿沼市 足利市 佐野市 行田市 所沢市 川越市 秩父市 北足立郡 笠間町 波崎町

埼玉県		群馬県		栃木県	
三級地	四級地	一級地	二級地	一級地	二級地
入間郡	北足立郡	北埼玉郡	入間郡	熊谷市 行田市 所沢市 川越市 秩父市 北足立郡 朝霞町 鳩ヶ谷町	北足立郡 蕨町 大和町 朝霞町 鳩ヶ谷町

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

		千葉県			
一級地		四級地			
		二級地			
館山市 木更津市 佐原市	千葉郡 東葛飾郡 印旛郡 船橋市	銚子市 野田市 市川市 松戸市	千葉市 八街町 成田町 八街町 佐倉町 浦安町 柏町 行徳町 南行徳町	大里郡 見玉郡 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町 兒玉町	比企郡 北葛飾郡 秩父郡 皆野町 小鹿野町 野上町 松山町 小川町 幸手町 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稻田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町 兒玉町

		東京都			
		五級地			
		千代田区			
荒川区 北区	中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 大田区 目黒区 中野区 杉並区 豊島区 世田谷区 渋谷区 品川区 大田区 目黒区 中野区 杉並区 豊島区 世田谷区 渋谷区	長生郡 西新宿郡 安房郡 鴨川町	海上郡 山武郡 市原郡 成東町 八幡町 片貝町 茂原町 東金町 八日市場町	夷隅郡 印旛郡 千代田町 旭町 木下町 大森町 酒々井町 根郷村字六崎 旭町 八幡町 五井町 成東町 片貝町 茂原町 東金町 八日市場町	勝浦町 大多喜町 大和田町 江戸川町 我孫子町 千代田町 旭村 木下町 大森町 酒々井町 根郷村字六崎 旭町 八幡町 五井町 成東町 片貝町 茂原町 東金町 八日市場町

昭和二十七年五月六日

参議院会議録第三十五号(その一) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

二級地	三級地	四級地
南多摩郡 堺村	西多摩郡 堺村	立川市 八王子市 北多摩郡 田無町 小金井町 国立町 府中町 調布町 神代村 柏江村
	北多摩郡 南多摩郡 清瀬村 稻城村 西府村 久留米村 多磨村 昭和町 砂川村 小平町 保谷町 東村山町 村山村 大和村 拜島村 福生町 五日市町	青梅市 浅川町 町田町 日野町 稻城村 西府村 久留米村 多磨村 昭和町 砂川村 小平町 保谷町 東村山町 村山村 大和村 拜島村 福生町 五日市町

一級地	二級地	三級地	四級地
西多摩郡	八丈支厅管内 西多摩郡	大島支厅管内 多西村 平井村 増戸村 差木地村 波浮港村 東秋留村 西秋留村 瑞穂町 由井村 鶴川村 横山村	横山村 鶴川村 由井村 瑞穂町 西秋留村 東秋留村 西秋留村 西秋留村 瑞穂町 由井村 鶴川村 横山村

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

神奈川県		二級地			三級地		
五級地		愛甲郡			高座郡		
四級地		中郡			足柄上郡		
三級地		足柄下郡			高座郡		
一級地							
横浜市	横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域	戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、一 丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町 後天際	中郡	愛甲郡	湯河原町	厚木町	大磯町
川崎市	川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の 区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域	鎌倉市	高座郡	中郡	南毛利村	山北町	相模原町
三浦郡	横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横須賀市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	鎌倉市	足柄下郡	足柄上郡	南足柄町	吉田島村	松田町
平塚市	横須賀市のうち長井及び北下浦	逗子町	中郡	愛甲郡	南秦野町	前羽村	秦野町
茅ヶ崎市			高座郡	中郡	東秦野村	酒匂町	湯河原町
足柄下郡			三崎郡	高座郡	伊勢原町	大野町	厚木町
小田原市			三崎町	三崎町	大根村	大和町	大磯町
仙石原村			二宮町	二宮町	二宮町	海老名町	相模原町
宮城野村			国府村	国府村	国府村	真鶴町	箱根町
温泉村			三崎町	三崎町	三崎町	吉浜町	
元箱根村			濱谷町	濱谷町	濱谷町	七生村	
			座間町	座間町	座間町	忠生村	
			大和町	大和町	大和町	由木村	
			寒川町	寒川町	寒川町	南村	
			清水村	清水村	清水村	川口村	
			曾我村	曾我村	曾我村	加住村	
			金田村	金田村	金田村	恩方村	
			相和村	相和村	相和村	古里村	
			岡本村	岡本村	岡本村	水川町	
			酒田村	酒田村	酒田村	元八王子村	
			福沢村	福沢村	福沢村	三田村	
			中井村	中井村	中井村	吉野村	
			真鶴町	真鶴町	真鶴町	南多摩郡	

		官 報 (号外)		
富山県		新潟県		
一級地	二級地	一級地	二級地	
水見郡	高岡市	新潟市	高座郡	
			津久井郡	
			片浦村	
			岩村	
			福浦村	
			下曾我村	
			豊川村	
			中野町	
			與瀬町	
			川尻村	
			越瀬町	
			有馬村	
			小出村	
			御所見村	
			愛甲郡	
			愛川町	
			三浦郡	中都のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
			南下浦町	
			初声村	

		石川県		
山梨県		福井県		
一級地	二級地	一級地	二級地	
北都留郡	富士吉田市	小浜市	羽咋郡	
		教育市	鳳至郡	
		武生市	七尾市	
		小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今立村	金沢市	
		大字伏原の区域	石川郡	
		今立郡	河北郡	
		大野郡	福井市	
		坂井郡	珠洲郡	
		大野町	羽咋町	
		大野町	動橋町	
		神明町	津幡町	
		大野町	飯田町	
		勝山町	山代町	
		芦原町	片山津町	
		丸岡町	野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	
			輪島町	
			大聖寺町	
			山中町	
			山代町	
			片山津町	
			野々市町	

		長野県	
		一級地	
		岐阜県	
		二級地	
一級地			
岐阜県			
多治見市		岐阜市	長野市
高山市		多治見市	松本市
稻葉郡		大垣市	上田市
吉城郡		上伊那郡	飯田市
関市		西筑摩郡	北佐久郡
吉城郡		上伊那町	諏訪郡
土岐郡		下伊那郡	上高井郡
恵那郡		本郷村	東筑摩郡
土岐郡		福島町	須坂町
古川町		塩尻町	小諸町
下石町		上松町	軽井沢町
駿知町		伊那町	下諏訪町
瑞浪土岐町		大町	須坂町
妻木町			
瑞津村			
泉町			
土岐津町			
肥田村			
陶町			
大井町			

		静岡県	
		四級地	
		熱海市	
		三級地	
		熱海市	
一級地			
富士郡		本郷郡	羽島郡
吉原市		郡上郡	益田郡
富士宮市		稻葉郡	武儀郡
島田市		可兒郡	加茂郡
磐田市		御嵩町	武儀郡
賀茂郡		中村字中	羽島郡
焼津市		八幡町	益田郡
富士町		古井町大字下吉井	武儀郡
下田町		太田町	武儀郡
富士町		金山町	武儀郡
		萩原町	武儀郡
		鶴沼町	武儀郡
		大田町	武儀郡
		美濃町	武儀郡
		下呂町	武儀郡
		萩原町	武儀郡
		笠松町	武儀郡
		明知町	武儀郡
		岩村町	武儀郡
		中津川町	武儀郡
		長島町大字中野	武儀郡

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その11) 一般職の職員の給與に関する法律の一項を改正する法律案

七五

昭和三十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 一般税の課員の給與に関する法律の一節を改正する法律案

三重県		
一級地	二級地	
鈴鹿市 名賀郡 北牟婁郡	津市 四日市市 桑名市 宇治山田市 上野市 北牟婁郡 南牟婁郡	渥美郡 宝飯郡 御津町 豊浜町 形原町 小坂井町 西浦町 田原町
飯南郡 鈴鹿郡 名張町 笑曲村 相賀町 引本町 長島町	花園町 龜山町 木本町	

滋賀県		
一級地	二級地	
京都市 伊香郡	栗太郡 神崎郡 蒲生郡 坂田郡 甲賀郡 野洲郡 滋賀郡 高島郡 守山町 堅田町 今津町 木之本町	大津市 彦根市 長浜市 草津町 瀬田町 八日市町 八幡町 米原町 水口町 守山町 堅田町 今津町 木之本町
京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂 村、大宮村及び鷺ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院 村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨 町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡 村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町 の区域		大津市に含まられる地域以外の地域

		伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、横大路村、納所村、向島村及び下鳥羽村の区域 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域
四級地	京都都市	右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畠村の区域
三級地	京都都市	左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域 福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十日における福知山町の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く。）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸境内一キロメートル以内の地域
二級地	宇治市 乙訓郡 綾喜郡 京都都市	舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西宮津口、新堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野田里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北安浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、興保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田 伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域 福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域 久世郡
	淀町 御牧村 佐山村 城陽町 長岡町 久世村 大山崎村 田辺町	左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域 福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十日における福知山町の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く。）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸境内一キロメートル以内の地域

大阪府		京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
五級地		綾部市のうち二級地に含まれる地域以外の地域
大坂市 堺市 布施市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市	熊野郡 加佐郡 北桑田郡 竹野郡 相楽郡 久世郡 中郡 乙訓郡 久世郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 相楽郡 峰山町 大原野村 高麗村 精華村 高麗村 楠倉村 笠置町 周山町 間人町 楠村 久美浜町 大江町	南桑田郡 保津村 大河内町 龜岡町 相樂郡 中郡 峰山町 大原野村 高麗村 精華村 高麗村 楠倉村 笠置町 周山町 間人町 楠村 久美浜町 大江町

		地域 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地	
八尾市		泉大津市	
高槻市		泉佐野市	
枚方市		茨木市	
中河内郡		泉北郡	
豊能郡		高石町	
寝屋川市		加美村	
富田林市		庄内町	
豊能郡		面町の区域	
泉北郡		箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における美	
三島郡		面町の区域	
北河内郡		忠岡町	
岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域		和泉町	
貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域		富田町	
南河内郡		長野町	
古市町		藤井寺町	
日置莊町		和泉町	
登美丘町		道明寺町	
志紀村		国分町	
高鷲村		羽山町	
柏原町		松原町	
枚岡町		櫛手町	
中河内郡		石切町	
		二級地	
		泉北郡	
泉南郡		北河内郡	
豊能郡		門真町	
三島郡		庭瀬町	
北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域		八坂町	
城		信太村	
三島郡		福泉町	
中河内郡		田尻村	
孔舎衙村		尾崎町	
三野郷村		箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域	
高安村		味舌町	
南高安村		石河村	
曜川村		見山村	
三日市村		満漢村	
黒山村		平尾村	
駒ヶ谷村		西浦村	
南八下村		北八下村	
平尾村			

官 報 (号 外)	
兵庫県	
五級地	
尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村 の区域	神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
芦屋市	
	泉北郡
	丹南村 丹比村 境生村 久世村 東陶器材村 北池田村 上神谷村 西陶器材村 泉北郡
	泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域
	三島郡
	豊能郡のうち寒面町及び庄内町以外の地域
	三島郡
	南河内郡
	見山村 清溪村 石川村 磯長村 山田村 白木村 中村 赤阪村 千早村 東條村 加賀田村 天見村 河内村 高向村 川上村 横山村 南松尾村 泉北郡
	尼ヶ崎市

四級地	伊丹市
神戸市	垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域
明石市	
川辺郡	
宝塚町	
川西町	
長尾村	
武庫郡	
加古川市	
洲本市	
相生市	
赤穂市	
相生郡	
高砂町	
荒井村	
龍野市	
赤穂市	
多紀郡	
三木町	
篠山町	
岡野村	
城北村	
城南村	
入上村	
味間村のうち字杉、大沢及び味間新	
三田町	
三輪町	
長尾村	
西脇町	
福崎町	
阿門村	
有馬郡	
多紀郡	
神崎郡	
多可郡	
加古郡	
有馬郡	
尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村 の区域	味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域

官 報 (号 外)

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

揖保郡	多可郡	飾磨郡	加古郡	神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域	母里村	入幡村	天溝村	浜坂町	川辺郡	美方郡	赤穂郡	安粟郡	加西郡	養父郡	朝来郡		
藍村 本庄村	新宮町	太子町	龍田村	揖保川町	林田村	伊勢村	重春村	中町	日野村	黒田庄村	比延庄村	志筑町	太市村	御津町	新宮町	太子町	
柏原町 成松町	久下村	生郷村	岩屋町	由良町	郡家町	志筑町	假屋町	阿万町	福良町	市村	城崎町	香住町	日高町	小野町	社町	梁瀬町	
生野町 黒井町	久下村	生郷村	岩屋町	由良町	郡家町	志筑町	假屋町	阿万町	福良町	市村	城崎町	香住町	日高町	小野町	社町	梁瀬町	
七五七	津名郡	水上郡	三原郡	城崎郡	加東郡	印南郡	出石郡	美義郡	佐用郡	佐用市	佐用町	出石町	別所村	志染村	佐用町	津名郡	水上郡
奈良県	三級地	四級地	二級地	高市郡	生駒郡	大和高田市	生駒郡	北葛城郡	奈良市	生駒町	郡山町	伏見町	八木町	今井町	畝傍町	奈良市	三原郡
生野町 柏原町	成松町	久下村	生郷村	岩屋町	志筑町	假屋町	阿万町	福良町	市村	城崎町	香住町	日高町	小野町	社町	梁瀬町	津名郡	水上郡
生野町 柏原町	成松町	久下村	生郷村	岩屋町	志筑町	假屋町	阿万町	福良町	市村	城崎町	香住町	日高町	小野町	社町	梁瀬町	津名郡	水上郡
生野町 柏原町	成松町	久下村	生郷村	岩屋町	志筑町	假屋町	阿万町	福良町	市村	城崎町	香住町	日高町	小野町	社町	梁瀬町	津名郡	水上郡

和歌山県			
二級地	三級地	四級地	
日高郡	伊都郡 海南市	新宮市 田辺市	宇智郡 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 高市郡のうち八木町、今井町及び畠傍町以外の地域 宇陀郡 添上郡 北葛城郡のうち王寺町以外の地域 山辺郡 南葛城郡のうち御所町以外の地域
			宇智郡のうち五條町以外の地域 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 上市町 大淀町 下市町 吉野町 三本松村 宇太町 内牧村 伊那佐村 樺本町 五ヶ谷村 朝和村 治道村

鳥取県			
二級地	三級地	四級地	
岩美郡 氣高郡	西伯郡 東伯郡 米子市	鳥取市 倉吉町 上井町 境町 中浜村 大溪津村 大正村大字古瀬 宇倍野村大字裏谷	有田郡 西牟婁郡 海草郡 日高郡 那賀郡 有田郡 西牟婁郡 東牟婁郡 勝浦町 那智町 古座町 下里町 太地町 高池町 九度山町 妙寺町 笠田町 高野口町 古瀬町 西向町 太地町 高池町 九度山町 妙寺町 笠田町

官報(号外)

33

島根県		
一級地		
岡山県		
二級地	三級地	
松江市 出雲市 浜田市 美濃郡 周吉郡 鐵川郡 鹿足郡 邑智郡 大原郡	益田町 江津町 西郷町 大社町 津和野町 川本町 木次町	
玉野市 倉敷市 児島郡 津山市 御津郡 兒島郡 上房郡 浅口郡 阿哲郡 福田町 藤戸町 連島町 高梁町 西大寺町 玉島町 長尾町 新見町 上市町大字西方	笠岡町 高梁町 西大寺町 玉島町 長尾町 新見町 上市町大字西方	牧石村大字宿 琴浦町
小田郡 倉敷市 児島郡 津山市 御津郡 兒島郡 上房郡 浅口郡 阿哲郡 福田町 藤戸町 連島町 高梁町 西大寺町 玉島町 長尾町 新見町 上市町大字西方		
真庭郡 赤磐郡 後月郡 吉備郡 都窪郡 勝田郡		

広島県		
一級地		
二級地		
三級地	三級地	
英田郡 呂久郡 久米郡	吳市 福山市 尾道市	林野町 牛窓町 福渡町
安芸郡	佐伯郡 双三郡	府中町 船越町 江田島町 海田市町 大竹町 三次町 十日市町 西條町
賀茂郡	佐伯郡	矢野町 大屋村 坂町 瀬戸町 宮島町 井口村 大野町 廿日市町 大柿町 小方町 玖波町 可部町 祇園町 古市町 寺西村 竹原町 川尻町 安芸津町
安佐郡		
賀茂郡		

昭和二十七年五月六日

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

七六〇

山口県		豊田郡	
二級地	三級地	五級地	五級地
萩市 光市 厚狭郡	小野田市 防府市 岩国市 下松市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡	下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王 司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域	芦品郡 御調郡 沿隈郡 土生町 鞆町 向島町 河内町 府中町 国府村大字府川 広谷村大字町
船木町 埴生町 厚東村	德山市 防府市 岩国市 下松市 厚狭町 小郡町 富田町		本郷町 木江町 瀬戸田町 原村 川上村 忠海町 幸崎町 河内町 本郷町 木江町 瀬戸田町 原村 川上村 忠海町 幸崎町 河内町 本郷町 木江町 瀬戸田町

香川県		徳島県								
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地					
仲多度郡 坂出市	丸龜市 高松市	麻植郡 那賀郡 美馬郡 海部郡	三好郡 鳴門市 小松島市	佐波郡 大島郡 熊毛郡	吉野郡 豊浦郡 吉野郡	大津郡 美禰郡 大津郡	玖珂郡 和木村 玖珂町 仙崎町 高森町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村	柳井町 和木村 玖珂町 仙崎町 高森町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村	柳井町 和木村 玖珂町 仙崎町 高森町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村	柳井町 和木村 玖珂町 仙崎町 高森町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村

高知県		愛媛県	
一級地	二級地	一級地	二級地
高岡郡	高知市	松山市	綾歌郡
安芸郡		新居浜市	琴平町
幡多郡		今治市	多度津町
宿毛町		入幡浜市	龍川村
須崎町		宇和島市	字多津町
清水町		喜多郡	土器村
佐川町		伊予郡	鏡音寺町
安芸町		新居郡	伊吹村
中村町	東宇和郡	西條市	詫間町
宿毛町		宇摩郡	津田町
須崎町		三島町	土庄町
清水町		川之江町	瀬崎村
佐川町		松柏村	内海町
安芸町		大洲町	
中村町		郡中町	
宿毛町		泉州町	
須崎町		中萩町	
清水町		角野町	
佐川町		字和町	
安芸町		野村町	

福岡県	五級地		
	四級地		
		福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	
		小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域	
		八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	
		若松市	
		戸畠市	
		能古	
		福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び	
		小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く。)並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日ににおける西谷村及び同日における中谷村の区域	
		八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小領、中河内及び戸下田	
長岡郡	吾川郡	宮町	宝町
	香美郡	野田町	室町
	土佐郡	日章村	後免町
		山田町	大津村
		字治村	大篠村
		伊野町	室町
		山田町	野田村
			後免町
嘉瀬郡	直方市		
	飯塚市		
	遠賀郡		
	田川市		
	芦屋町		
	水巻町		
	中間町		
	香月町		
	遠賀町		
	稻葉町		
	山田町		
	二瀬町		

二級地	三級地	
檍屋郡	久留米市 小倉市のうち昭和二十三年九月における旧企救郡東谷村の区域 嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 遠賀郡 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡 筑紫郡	穂波村 大隈町 碓井町 桂川町 幸袋町 顯田村 庄内村 那珂町 田川郡 春日村 糸田町 赤池町 添田町のうち大字庄及び添田
古賀郡	大卒田市 宇美町 志免町 多々良町 志賀島村 和白村	川崎町 香椎町 宮田町 小竹町
篠栗町 仲原村 大川村	大野町のうち字牛頭以外の地域	
糟屋郡		

京都郡	築上郡	宗像郡	糸島郡	早良郡	山門郡	三輪郡	築上郡	一級地
勢門村 新宮村 行橋町	刈田町 八屋町 築城村 八津山村	津屋崎町 福間町 東郷町 赤間町 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村 柳川町	糸島郡	宗像郡	糸島郡	糸島郡	糸島郡	
米島郡	朝倉郡	筑紫郡	山門郡	三輪郡	築上郡	早良郡	山門郡	一級地
米島郡	朝倉郡	筑紫郡	山門郡	三輪郡	築上郡	早良郡	山門郡	一級地
北崎村	大野町	筑紫村	水城村	太宰府町	大和村	西牟田村	城島町	大善寺町
甘木町	大野町字牛頭	筑紫村	水城村	三橋村	大和村	西牟田村	城島町	大善寺町
山村	大野町	筑紫村	水城村	太宰府町	大和村	西牟田村	城島町	大善寺町
北崎村	大野町	筑紫村	水城村	太宰府町	大和村	西牟田村	城島町	大善寺町

昭和二十七年五月六日

参議院会議録第二百五十五号(その二) 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

佐賀県		宗像郡		
一級地	二級地	京都郡	八女郡	吉武村
唐津市	佐賀市	早良郡	糟屋郡	南郷村
佐賀郡	唐津郡	浮羽郡	久原村	河東村
三養基郡	嬉野町	今川村	黒木町	福島町
小城郡	鹿島町	延永村	岡山村	羽犬塚町
神埼郡	鳥栖町	入部村	久原村	大村
東松浦郡	小城町	吉井町	山村	八女郡
西松浦郡	相知町	田主丸町	仲津村	宗像郡
杵島郡	伊万里町		豊津村	吉武村
	有田町		泉村	南郷村
	東有田町		犀川町	河東村
	山代町		小波瀬村	福島町
	大町町		今川村	羽犬塚町
	武雄町		延永村	大村
	北方町		入部村	八女郡

長崎県		長崎市		
一級地	二級地	三級地	長崎市	佐世保市
南高来郡	東彼杵郡	下県郡	西彼杵郡	西彼杵郡
北松浦郡	南松浦郡	諫早市	大村市	佐世保市
壱岐郡	壹岐郡	西彼杵郡	西彼杵郡	深堀村
勝本町	勝本町	茂木町	茂木町	豊原町
那賀村	那賀村	蚊焼村	蚊焼村	高島町
小浜町	富江町	伊王島村	伊王島村	高浜村のうち端島
調川町	有川町	崎戸町	崎戸町	
新御園町	武生水町	大島町	大島町	
志佐町	奈良尾町	福江町	福江町	
今福町	富江町	川棚町	川棚町	
江迎町	有川町	大島町	大島町	
鹿町町	武生水町	福江町	福江町	
佐々町	奈良尾町	奈良尾町	奈良尾町	
世知原町	富江町	大島町	大島町	
柚木村	有川町	福江町	福江町	
平戸町	武生水町	奈良尾町	奈良尾町	
吉井村	奈良尾町	大島町	大島町	

昭和二十七年五月六日、参議院会議録第二十五号(その1)一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

七六四

		熊本県			
		三級地	二級地	一級地	
		荒尾市	熊本市	人吉市	田平村 南田平村 小佐々町
大分県					
二級地	四級地				
一級地					
直入郡					
西国東郡	高田町	竹田町			
速見郡	日出町	佐賀開町	轟崎町		
大分郡	大分市	中津市	別府市	阿蘇郡	八幡村字熊入 玉名町 八代郡
佐伯市	臼杵市	津久見市		菊池郡	山鹿町 玉名町 宇土郡
北海部郡	日田市			天草郡	郡築村 三角町 本渡町
大分郡				牛深町	
津久見市				隈府町	
速見郡				富地町	
西国東郡					

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定のない限り、昭和二十六年十一月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

〔カニエ邦彦君登壇、拍手〕

○カニエ邦彦君
只今議題となりました
た一般職の職員の給與に関する法律の
一部を改正する法律案につきまして、
人事委員会における審議の経過並びに
その結果を御報告申上げます。

先づ本法律案の提案理由について、
政府の説明によりますれば、政府職員
の勤務地手当の支給地区区分に関し、本
に対しても意見を提出しましたが、
政府におきましてもその意見を検討いた
しました結果、支給地域の追加又は
削減を行なうその内容を適当と認めま
して、これを昭和二十七年度より実施
すべきであるとの結論に達して、本法
律案が提案せられたものであります。

本法律案は、去る二月二十七日内閣
より提出せられ、同日、本委員会に予
備審査のため付託となり、三月十一日
に衆議院より送付せられて参つたもの
であります。勤務地手当の改訂に関し
ましては、かねてより全国各地の都道
府県又は市町村より多数の請願及び陳
情が提出せられておるものであります
て、本委員会としてもこの問題につい
ては、昨年の給與法改正以来引き続
いて調査とを続けていたものであります
ので、直ちに提案理由の説明を求め

ると共に、慎重審議を行い、又その及
ぼす影響が單に国家公務員のみにとど
まらず広く政府関係機関職員及び地方
公務員にまで及ぼす実情に鑑み、それ
ぞ関係政府委員又は参考人等の説明
を求め、意見を聽取する等、審議の遺
憾なきを期した次第であります。

次に本委員会における審議の経過につ
いてその概要を御報告いたします。

本委員会の審議過程における論議の主
なるものは、本法律案の施行に伴う所
要経費の財源の問題、人事院規則に委
ねられた官署指定の問題、公共企業体
手当の支給の問題、そして最後に地
域間の不均衡是正の問題等であります。
内に所在する地方官署についてこれを
員の官署が指定された場合、同一地域
どう取扱うかとの質問がありました
が、これに対し、「地方公務員の給與が
国家公務員の例によつている場合、固
設であれば、当然地方団体がその官署
を指定すべきであると解釈されるもの
であり、地方公務員の場合も國になら
る」旨答弁がありました。

次に国鉄職員の勤務地手当の問題に
ついてでありますが、「今回の改正措
置は、国鉄の場合も國家公務員に準じ
て実施できる見通しに立つて行われた
もの」と解してよいかとの質問に対し
ては、国鉄当局側より、「国鉄におい
ても、本修正案は次のような考慮の下
に作成せられたものであります。即ち
勤務地手当に対する抜本的改正は全国
的で、直ちに修正案の検討に着手いたし
た 것입니다。今回の改正は、取扱
いを加え、所要の修正を行う必要があ
るとの全会一致の結論に達しましたの
で、直ちに修正案の検討に着手いたし
た 것입니다。即ち先ず大蔵省、人

事院、地方財政委員会、地方自治庁等
の関係政府委員の出席を求めて、それ
ぞ所要の説明を聴取して質疑を行
い、次いで数回に亘り委員会を開
き、各党派より提案せられた修正案を
正を要する地域についての検討、或い
は再調査等、全國各市町村に亘り、連
日且つ終日に及び、晝食の時間を惜
しみで熱心な審議が行われたのであ
ります。かくて五月一日の委員会に至
り、委員会の修正案についてほぼ各委
員の意見の一致を見るに至りました。
その要旨は、勤務地手当の支給地域
を更に追加して、三百余の市町村につ
てそれべく支給率を昇格せしめ、或い
は新たに一級地として指定し、且つ本
法律案は二十七年四月一日より適用せ
しめようとするものであります。これに要す
る経費は政府原案に対して約六億八千
万円の増額を要するものであります。

なお本修正案は次のような考慮の下
に作成せられたものであります。即ち
勤務地手当に対する抜本的改正は全国
的で、直ちに修正案の検討に着手いたし
たとして、今回の改正は、取扱
いを加え、所要の修正を行う必要があ
るとの全会一致の結論に達しましたの
で、直ちに修正案の検討に着手いたし
た 것입니다。即ち先ず大蔵省、人

官 報 (号 外)

今次災害の被害総額は、個人約八八
十三億一千四百万円と称せられ、官公
衙その他の損害は十一億三千九百七十七
万円に達します。総計いたしまする
と百九十四億五千三百七十余万円とい
うことに相成つておるのであります。
今次の大震災が、かくも大火に至
りました要因といたしましては、発火
計画上の不備、消防上の欠陥の二点が
大きく指摘せられるのであります。即
ち都市計画の見地から考えられます点
は、一、都市計画が不完全で区画整理
が徹底を欠き、防火の責を果していない
かつたということ、一、上水道の水
量、水圧がいづれも不十分であつたと
したこと、一、防火水槽の配置が偏在
し、且つ水量も不十分であつたこと、
一、市の中央を流れる袋川に沿つた引
揚者のバラック建マーケットが火災地
域拡大の媒介をなし、且つ延焼速度を
非常に増大せしめたということ、又、
消防機能が非常に偏在しておつたとい
うこと、耐火建築物が少かつたこと等
であります。又、消防の面より考察い
たしますと、先に都市計画的見地から
指摘いたしました消防上の欠陥の上
に、主として財政の貧困に基因すると
ころの消防力の不足、即ち消防ポンプ

及び消防職員の数が国家消防庁の示す基準を遥かに下回つておつた。又破壊川の線で破壊消防の措置が講ぜられなかつたといふこと、又、消防長不在等のため全般に對する消防指揮の不統一であつたといふこと、以上の二点と、都市計画及び消防の観点から痛感いたしました諸原因が、當時の風速及び低湿度と共にその被害を甚大ならしめたものであります。ながんぐ今次災害の重要要因とも言はべき点は耐火建築物の少なかつたことです。特にこのたびの場合におきましても、熱海の大火灾の場合と同じく、富士銀行が耐火建築であつたため、その後背地区に所在した県庁及び市役所を初め広大なる市街地が灰燼から免れ、又焼跡の真唯中に二十坪程度の耐火建築の個人住宅がただ一つ無傷健全で残つていたのであります。これは當時の風速、猛火等の事実でありまして、耐火建築の造成が如何に不燃都市の構成に重要であるかを示唆したものと言ふべきであります。従いまして、鳥取市のことと同様に直に亘る受災都市におきましては、この機会に他都市に率先して、安価にして

且つ簡易なる耐火建築の方法を以て市街地を再建されることの必要を痛感いた次第であります。又右に関連いたしました、現行公営住宅法によりますと、罹災戸数の三分の一が木造第二種公営住宅として国庫三分の一の補助があるのですが、かかる多數の土造小家屋が集団的に建設されることは、不燃都市建設の觀点からしまして再考を要する重要な問題であると考えられる次第であります。

次に、この災害の発生に対しましては、県、市並びに関係機關は直ちに緊急の措置を講じております。即ち県におきましては、火災の拡大に際し直ちに災害救助法を発動いたしまして応急救護に当つたのであります。更に十九日の夕刻に至り、「この応急対策と並行して、知事を本部長とする鳥取市災害復興対策本部を設置し、又東京には中央各官廳との連絡を図るために同東京本部を設置する等、応急対策の実施に遺憾なきを期したのであります。

方、鎮火当日の十八日には緊急臨時会を開会して、災害対策特別委員会を設置いたしまして、理事者側に協力して復興対策を推進しておるのであります。又、市におきましても災害対策本部を設置して、罹災者の收容、その生

種等に多忙を極めておりますが、中央保健所が焼失し、且つ向暑、梅雨期に向いまして完全防疫設備のないことは誠に寒心に堪えないところであります。そこで、保健所、病院等の保健衛生施設及び保育所等の福祉施設の再建は、住宅、文教施設等の急速完備と共に焦眉の急を要する問題であります。地元におきましては、これが実現の一日も速かならんことを挙つて待望していることを特に申上げておきます。一般治安につきましては、簡易派出所の設置、情報及び報報活動による民心の安定措置と住民の努力と相待ち、極めて平靜に復旧作業が行われております。

今次災害の地方財政に及ぼした点、地元の要望について申上げますと、復旧に伴う歳出増加額は、応急対策費として県二億八千六百万円、市三千五百十五万円、復旧費として県十億三千六百万円、市六億四千八百万円となつております。その総額は、県十三億二千二百万円、市六億七千九百五十五万円、計二十億百五十五万円に達しております。加えて今回の災害によりまして県固有財源の歳収見込額は約一億二千六百万円、これに今後の財政需要見込額を合せますと約十八億余円の多額に上るのであります。又、市におきま

千二百四十三万円、国民健康保険收入の減収が九千二百二十九万円に見込まれ、これに復旧所要費を加えますと約八億三千四百二十七万円となり、更に今後の財政需要額を合せますと相当額に上るのであります。島取県の全国における財政的位置は御承知の通りでありますして、極めて自主性、彈力性に乏しく、その財源の約八〇%を国庫に依存している実情でありますので、地元といしましては災害復旧に関する財政上の特別な措置を熱望し、これに加うるに住宅、学校、保健所、病院等、最も緊急を要する復旧財源、即ち起債、融資、国庫補助金の交付等の財政措置は可及的迅速果斷に措置せねばならぬことを特に強調いたしたいのであります。

大に地元の要望の主要なるものについて申上げますと、一、罹災者の借地及び借家権について紛争を生じているので、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二に基く災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律を早急に制定せられたいといふのであります。本件につきましては、我々一行が現地に出発直前その実情について承わり、これが立法措置を準備中であります

したが、幸い衆議院に提案されましたので、速かに復興をいたさせねばなりません。要望の第二は、県及び市の財政状態逼迫の折柄、今次災害に遭遇したのであるが、特に文教、衛生、厚生等の公共施設については緊急の復興を要し、而も耐火建築とすることが肝要であるので、財政補強措置として九割程度の国庫補助が行われるよう臨時特別法を制定せられたい。第三は、県債及び市債償還費の高率国庫負担の措置を講ぜられたい。第四は、公共施設の復旧等総額二十八億七千八百万円を要するが、目下決定されている二億円の短期融資は、公営住宅復旧及び罹災救助による短期融資に限定されているので、更に繋ぎ資金として八億七千万円の増額措置を講ぜられたい。第五は、地方財政平衡交付金について格別の措置を講ぜられたい。第六は、商工の痛手未だ癒えざる今日、又々今次の災、同二十二年の大火災等、過去におこった災害をもろびたのでありますて、誠に心に堪えない次第であります。而ういたしまして、これが復興は一日もやるがせにすべからざるものであります。

大に地元の要望の主要なるものについて申上げますと、一、罹災者の借地及び借家権について紛争を生じているので、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二に基く災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律を早急に制定せられたいといふのであります。本件につきましては、我々一行が現地に出発直前その実情について承わり、これが立法措置を準備中であります

したが、幸い衆議院に提案されましたので、速かに復興をいたさせねばなりません。要望の第二は、県及び市

はこれにて終了いたしました。次会の開催は昭和二十二年五月六日午後三時五十二分散会

で、一日も速かに復興をいたさせねばならないと信ずる次第であります。

以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、会期延長の件

一、メーテー当日の騒擾事件に関する法務総裁の報告

一、日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

一、日程第二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

一、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

一、鳥取市火災の被害状況調査派遣議員の報告

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員 藤森 鳥治君 藤野 繁雄君

中山 福藏君 早川 慎一君

野田 優作君 德川 宗敬君

常岡 一郎君 伊達源一郎君

竹下 豊次君 高橋 道男君

高橋 龍太郎君 高田 寛君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

西郷吉之助君 小林 政夫君

小宮山常吉君 柏木 庫治君

木下 長雄君 加賀 一操君 梶見 義男君

岡部 常君 梅原 真蔵君 飯島連次郎君

井上 なつゑ君 小野 哲君 赤澤 與仁君

赤木 正雄君 結城 安次君

山川 良一君 山本 勇造君

村上 義一君 森 八三一君

青山 正一君 小瀧 栄君

島津 忠彦君 上原 正吉君

岡田 信次君 石原幹市郎君

中川 幸平君 九鬼紋十郎君

大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬與兵衛君 岡崎 真一君

松平 勇雄君

城 義臣君

昭和二十七年五月六日 参議院会議録第三十五号(その二)

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部

(通算三萬)

発行所

東京都新宿区市谷木村町一五
電話九二四一
九〇〇〇官報課

七七〇